

# 令和6年度 第4回ふじさわ障がい者プラン検討委員会

2025年（令和7年）1月20日（月）

午前10時から12時まで

藤沢市本庁舎8階8-1、8-2会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 報告事項

- (1) ふじさわ障がい者プラン2026（第6期障がい福祉計画）令和5年度実績について（資料1）

### 3 協議事項

- (1) ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）障がい者計画モニタリング指標について（資料2-1、2-2）

### 4 その他

- (1) 次期ふじさわ障がい者プラン策定に向けた聞き取り調査及びアンケート調査について（資料3-1、3-2）
- (2) 令和7年度会議開催スケジュールについて（資料4）
- (3) ケアラー支援条例について（資料5）
- (4) 藤沢市精神保健福祉公開講座について（資料6）
- (5) 地域福祉シンポジウムについて（資料7）

### 5 部長挨拶

### 6 閉会

#### 【事前配布資料】

- 資料1 令和5年度第6期ふじさわ障がい福祉計画モニタリングシート
- 資料2-1 ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）障がい者計画モニタリング指標（案）

- 資料 2 - 2      モニタリング指標への委員からの意見・事務局回答
- 資料 3 - 1      (次期) ふじさわ障がい者プランの策定に向けた聞き取り調査  
実施概要 (案)
- 資料 3 - 2      (次期) ふじさわ障がい者プランの策定に向けたアンケート調査  
実施概要 (案)
- 資料 4          令和 7 年度藤沢市障がい者総合支援協議会等 スケジュール (案)
- 資料 5          ケアラー支援条例公布文
- 資料 6          藤沢市精神保健福祉公開講座チラシ
- 資料 7          地域福祉シンポジウムチラシ
- 参考          令和 6 年度第 3 回藤沢市障がい者プラン検討委員会実施概要
- 参考          令和 6 年度第 3 回藤沢市障がい者プラン検討委員会会議録 (案)

【次回開催日程】

2025 年 (令和 7 年) 5 月中旬 (予定)

第6期ふじさわ障がい福祉計画モニタリング  
地域共生社会づくりの目標値

資料 1

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度には、次の点を評価・分析します。

(1) 入所者定員に対する入所者数

(2) 令和5年度末までに地域生活へ移行する人数

		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
(1)	福祉施設入所者数	234人	234人	229人	245人	8人減少	基準値（令和4年度）の3%以上削減
(2)	グループホームへの移行 <sup>※1</sup>	4人	2人	3人	23人移行	12人移行	基準値（令和4年度）の入所者の5%以上
	在宅への移行 <sup>※1</sup>	0人	0人	1人			

※1 福祉施設入所者が地域生活へ移行する人数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
藤沢市地域精神保健福祉連絡協議会		1回	2回	2回	-	2回	
精神障がい者地域生活支援連絡会		10回	11回	12回	-	12回	

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
体験利用	1 ケース	1 ケース	0 ケース	-	-	
地域移行支援	25 ケース	15 ケース	12 ケース	-	-	
地域定着支援	28 ケース	29 ケース	24 ケース	-	-	
地域移行と地域定着支援	10 ケース	19 ケース	25 ケース	-	-	

(3) 精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
研修	3 回	4 回	3回	-	-	

(4) 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
退院後支援計画対象者数	40 人	45 人	46人	-		
計画作成申込み	15 人	13 人	21人	-		
計画作成	8 人	9 人	21人	-		

(5) 精神障がい者の家族支援に係る事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
精神障がい者家族教室開催回数(回)	3回	3回	3回	-	-	
精神障がい者家族教室参加人数(人)	58人	59人	37人	-	-	
うつ病家族セミナー開催回数(回)	4回	3回	3回	-	-	
うつ病家族セミナー参加人数(人)	74人	67人	105人	-	-	
団体支援事業数(件)	21件	25件	34件	-	-	断酒会(原則毎月1回)、 認知症家族会(毎月1回)

(6) その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
市民向け講演会及びパネル展示等	2回	3回	4回	-	2回	令和5年度 講演会3回、パネル展示1回

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

藤沢市では、すでに地域生活支援拠点等に関し、「面的整備型」として整備をしています。

さらなる取組として、次の点をモニタリングします。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
居室確保事業の実施(法人)	4法人	4法人	4法人	-	4法人	業務委託契約
安全・安心プラン作成の相談件数(件)	116件	120件	124件	-	3,799件	
安全・安心プラン作成件数(件)	97件	101件	105件	-	3,799件	

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

##### (1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数<sup>※1</sup>

一般就労移行者数	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
就労移行支援事業利用	82人	77人	76人	149人	108人	就労移行支援事業利用からの一般就労移行者数
就労継続支援事業A型利用	3人	6人	4人	8人	4人	就労継続支援事業A型利用からの一般就労移行者数
就労継続支援事業B型利用	9人	15人	17人	28人	12人	就労継続支援事業B型利用からの一般就労移行者数

※1 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する福祉施設利用者数

##### (2) 就労定着支援事業の利用率

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
一般就労移行者数 <sup>※1</sup> (人)	94人	101人	102人	-	121人	
就労定着支援事業利用者数 (人)	49人	33人	30人	-	70人	
利用率 (%)	52%	33%	29%	70%以上	58%	

※1 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する福祉施設利用者数

##### (3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
就労定着支援事業所数 (事業所)	13事業所	13事業所	14事業所	-	-	
就労定着率8割以上の事業所数 (事業所)	12事業所	11事業所	6事業所	-	-	
就労定着率8割以上の事業所数割合 (%)	92%	85%	43%	70%以上	-	

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 設置数

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
障がい者地域相談支援センター	4 か所	4 力所	4 力所	4 力所	4 力所	
専門相談支援事業所	3 か所	3 力所	3 力所	3 力所	3 力所	
基幹相談支援センター	1 か所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	

### (2) 実績

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 目標値	令和8年度 目標値	備考
相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言件数	965 件	712 件	912 件	900 件	720 件	
相談支援事業者の人材育成の支援件数	165 件	158 件	185 件	150 件	160 件	
相談機関との連携強化の 取組の実施件数	86 件	129 件	104 件	160 件	120 件	

## 障がい福祉サービスの計画見込量と実績

### (1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
居宅介護	人	629	603	643	647	671	707	681	703	724
	時間	8,858	9,926	9,056	10,540	9,454	11,919	10,854	11,179	11,515
重度訪問介護	人	27	28	27	32	28	33	33	34	35
	時間	5,138	6,155	5,246	7,067	5,477	8,419	7,012	7,223	7,440
同行援護	人	93	97	95	95	99	91	105	108	111
	時間	2,468	2,118	2,525	2,093	2,637	1,901	2,233	2,300	2,369
行動援護	人	75	64	77	66	81	61	71	73	75
	時間	1,053	803	1,073	902	1,123	849	904	931	959
重度障がい者等包括支援	人	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	時間	240	0	240	0	240	0	8	8	8
訪問系サービス合計	人	825	792	843	840	880	892	891	918	945
	時間	17,757	19,001	18,140	20,602	18,931	23,088	21,011	21,641	22,291

### (1) 日中活動系サービス

#### ア 通所・短期入所系

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
生活介護	人	956	987	1,003	1,005	1,053	1,089	1,053	1,080	1,108
	人日	17,357	18,481	17,704	17,924	18,059	17,225	19,395	19,900	20,405
療養介護	人	32	27	33	29	33	33	30	30	30
福祉型短期入所 (ショートステイ)	人	220	129	240	209	260	245	200	240	280
	人日	1,100	686	1,200	776	1,300	1,221	1,000	1,200	1,400
医療型短期入所 (ショートステイ)	人	20	12	24	12	28	13	18	21	24
	人日	88	56	106	48	123	67	90	105	120

イ 自立訓練

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
自立訓練（機能訓練）	人	19	1	21	1	23	2	2	2	2
	人日	224	22	247	15	272	15	15	15	15
自立訓練（生活訓練）	人	25	39	30	36	36	73	40	42	44
	人日	302	623	363	649	435	994	675	709	744
宿泊型自立訓練	人	8	14	9	10	10	18	12	12	12
	人日	208	372	234	222	260	391	348	348	348

ウ 就労支援

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
就労移行支援	人	187	187	202	162	222	309	207	214	222
	人日	3,179	3,301	3,635	2,992	4,221	4,022	3,732	3,873	4,014
就労継続支援（A型）	人	83	70	90	58	97	84	77	77	77
	人日	1,580	1,372	1,706	1,090	1,843	1,323	1,488	1,488	1,488
就労継続支援（B型）	人	660	686	706	745	756	929	798	834	870
	人日	10,563	11,031	11,302	11,977	12,094	12,626	12,797	13,379	13,962
就労定着支援	人	80	97	96	101	130	178	124	129	137

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
自立生活援助	人	4	0	9	0	13	0	14	14	15
共同生活援助 (グループホーム)	人	375	504	384	507	393	560	525	534	538
施設入所支援	人	245	234	245	234	245	233	228	227	226

(4) 相談支援

サービス名等	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
計画相談支援	人	1,320	1,452	1,656	1,803	1,950	2,002	1,523	2,566	3,799
相談支援専門員	人	66	65	72	71	78	80	80	82	82
地域移行支援	人	3	0	7	0	12	0	1	1	1
地域定着支援	人	3	0	7	0	12	0	1	1	1

※実績（月）は当該年度の3月分の実績です。ただし、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援については、当該年度の年間の実績となります。

## 地域生活支援事業の計画見込み量と実績

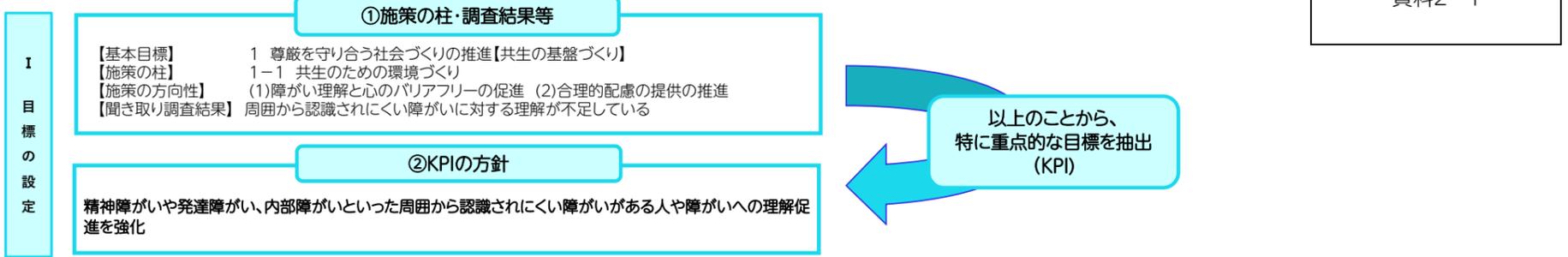
### 【必須事業】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
(1) 理解促進研修・啓発事業	事業	4	2	4	2	4	2	2	2	2
(2) 自発的活動支援事業										
避難行動要支援者名簿	団体	424	421	427	423	430	424	433	433	433
避難行動要支援者名簿	%	86.9	86.6	87.5	86.9	88.1	87.1	88.9	88.9	88.9
(3) 相談支援事業										
① 障がい者相談支援事業										
実施事業所数	か所	8	8	8	8	8	8	8	9	9
従事者数	人	17	22	17	21	17	22	17	20	20
主任相談支援専門員	人	3	2	4	4	5	4	6	7	8
② 住宅入居等支援事業										
住宅入居等支援事業	か所	7	7	7	7	7	7	8	8	8
(4) 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業										
① 成年後見制度利用支援事業										
市長申立て件数	件	9	9	10	10	12	10	9	9	9
報酬助成	件	16	27	18	35	20	35	42	47	52
② 成年後見制度法人後見支援事業										
法人後見の活動支援	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
法人後見受任件数	件	14	9	17	11	20	11	12	12	12

(5) 意思疎通支援事業											
手話通訳者数	人	23	24	24	24	25	21	26	27	28	
要約筆記者数	人	27	25	28	27	29	26	30	30	30	
派遣件数	実利用者数	人	80	72	82	59	84	62	75	81	88
	延利用件数	件	760	536	779	495	798	460	675	730	789
市役所における手話通訳者配置	人	2	2	2	2	2	2	3	3	3	
重度障がい者等入院時コミュ二	人	1	0	1	0	1	0	1	1	1	
(6) 手話通訳者養成研修事業											
手話通訳者 養成講座	講座数	コース	5	5	5	8	5	9	7	7	7
	実施回数	回	120	88	120	148	120	221	160	160	160
	参加者数	人	60	58	90	82	105	124	105	105	105
(7) 日常生活用具給付等事業											
介護・訓練支援用具	件	20	31	22	28	24	31	31	34	36	
自立生活支援用具	件	38	45	40	38	42	46	45	45	45	
在宅療養等支援用具	件	64	65	66	54	68	66	59	59	59	
情報・意思疎通支援用具	件	81	64	82	54	83	62	70	75	80	
排せつ管理支援用具	件	1,007	979	1,057	990	1,110	991	1,040	1,060	1,080	
住宅改修費	件	6	8	6	3	6	8	4	4	4	
(8) 移動支援事業											
実利用者数	人	665	555	671	586	678	773	802	814	820	
利用時間数	時間	64,505	53,413	65,087	57,020	65,766	57,027	78,017	100,534	101,238	
(9) 地域活動支援センター機能強化事業											
地域活動支援 センターⅠ型	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	
地域活動支援 センターⅢ型	実施か所数	か所	5	5	5	5	5	5	5	5	
	実利用者数	人	110	96	110	96	110	96	100	100	100

【任意事業】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込み量		
(1) 訪問入浴サービス										
利用者数	人	58	42	60	43	62	43	34	34	34
利用回数	回	4,205	3,587	4,350	3,553	4,495	3,340	3,200	3,200	3,200
(2) 社会参加促進事業										
① ボランティア（奉仕員）養成研修事業										
ボランティア（奉仕員） 養成研修講座参加者数	人	140	83	150	26	160	26	160	160	160
② 点字・声の広報等発行事業										
点字・声の広報等発行物登	人	118	118	118	139	118	140	132	134	136
③ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業										
太陽の家体育館延利用者数 （自主事業のみ）	人	1,285	140	1,295	390	1,305	412	400	400	400
神奈川県障がい者 スポーツ大会参加者数	人	105	コロナの影響により 中止	110	87	115	87	100	100	100
(3) 日中一時支援事業										
実利用者数	人	110	117	115	155	115	170	163	166	167
利用回数	回	5,973	6,856	6,245	9,673	6,245	12,943	12,450	25,232	25,384

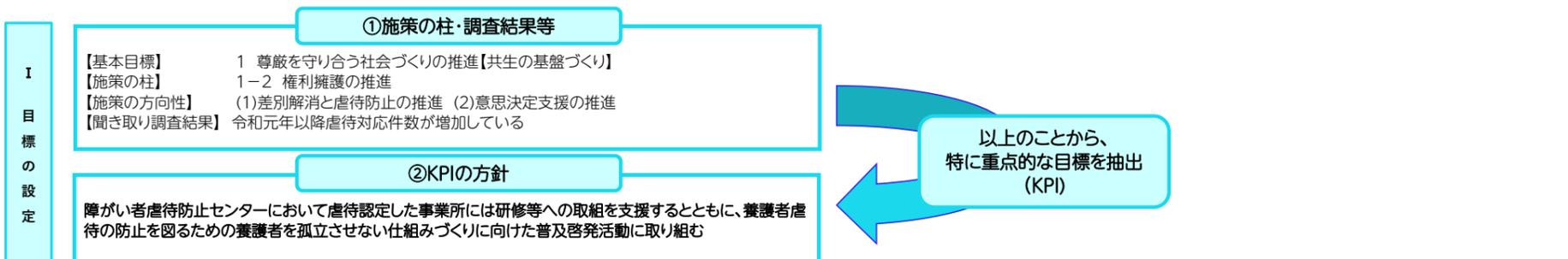


**II 活動・評価の設定**

事業番号1	障がい理解の普及・啓発の推進				
②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
精神障がいや発達障がい、内部障がいといった周困から認識されにくい障がいがある人や障がいへの理解促進を強化	<p>【活動指標】 障がいへの理解を促進する講演会等の開催</p> <p>【評価基準】 講演会等事業の実施回数</p> <p>【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p>【業績指標】 障がい理解関心がない人たちに<b>対する障がい理解への参画の促進</b></p> <p>【評価基準】 事業への参加者数</p> <p>【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p>【前回調査】 差別を受けた経験のある障がい者の割合(発達障がい者30.8%、精神障がい者18.5%)の減少</p>	障がい特性や生活のしづらさを理解し、支援できる。周困から認識されにくい障がいへの理解の促進が図られる。	一般層も参加しなくなる各種イベントを検討していくとともに、事業実施時に一般層の参加者数や意見を抽出できるアンケートを作成していく。また他団体との連携をとり共生のための環境づくりを目指す。

**II 活動・評価の設定**

事業番号2	心のバリアフリー推進事業				
②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
精神障がいや発達障がい、内部障がいといった周困から認識されにくい障がいがある人や障がいへの理解促進を強化	<p>【活動指標】 心のバリアフリー講演会を開催する。心のバリアフリーハンドブック、藤沢バリアフリーマップを配布する。</p> <p>【評価基準】 講演会開催回数</p> <p>【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p>【業績指標】 一般市民<b>に対する障がい理解向上、事業参画の促進</b></p> <p>【評価基準】 講演会参加人数</p> <p>【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p>【前回調査】 差別を受けた経験のある障がい者の割合(発達障がい者30.8%、精神障がい者18.5%)の減少</p>	障がい特性や生活のしづらさを理解し、支援できる。	障がい当事者からの声が届くような講演を計画します。一般層にも参画を促すイベント等を検討。併せて一般層の参加者数・意見をアンケートで抽出する。またR7デフリンピックに向け、PRの際は周困から認識されにくい障がいについて啓発する。  心のバリアフリーハンドブックは現状小学校へのデータ配布に留まっている。設置場所やハンドブックの内容を再検討。



**II 活動・評価の設定**

事業番号22	障がい者虐待防止センターの運営				
②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
障がい者虐待防止センターにおいて虐待認定した事業所には研修等への取組を支援するとともに、養護者虐待の防止を図るための養護者を孤立させない仕組みづくりに向けた普及啓発活動に取り組む	<p>【活動指標】 事業所等による虐待を認定した際は市が介入し、虐待防止委員会の開催等の対応に向けた指導を行う。</p> <p>【評価基準】 虐待認定件数指導件数</p> <p>【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p>【業績指標】 事業所において、虐待が起きた際や未然の防止として適切な対応ができる体制が構築される。</p> <p>【評価基準】 虐待事案発生件数に対する虐待防止委員会の開催割合</p> <p>【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p>【実績値】 虐待対応件数(R1:18件、R2:21件、R3:24件、R4:37件)の減少</p>	障がい者の虐待を防止する。	支援者に対する理解の促進と予防策の普及啓発を行うとともに、一般市民への周知を行い、「虐待」が起こっているという認識を知らせていくことで、虐待の発生を減らす効果を狙います。

I 目標の設定	<p style="text-align: center;"><b>①施策の柱・調査結果等</b></p> <p>【基本目標】 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】                  【施策の柱】 2-1 相談支援の強化                  【施策の方向性】 (1)福祉情報・相談窓口の利便性の向上 (2)相談支援体制の拡充 (3)計画相談支援・障がい児相談支援の推進                  【聞き取り調査結果】 <b>主な支援者が病気や不在のときに、代わりの支援者がいないと回答した割合が36.1%</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>②KPIの方針</b></p> <p>市内において相談先がなく孤立している障がい者や要意思決定支援者のような要相談支援者層の孤立・不安解消等に向けたアウトリーチ、相談支援体制の拡充</p>	<p style="text-align: center;">以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)</p>

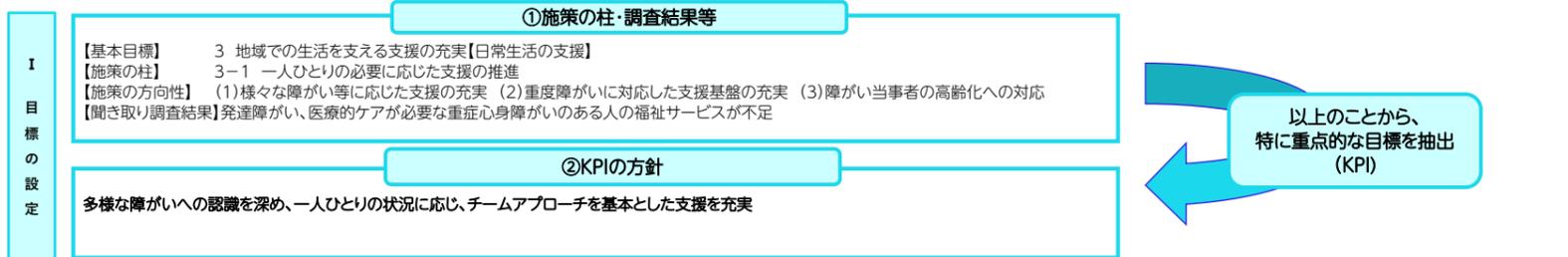
II 活動・評価の設定	<p style="text-align: center;"><b>事業番号38 計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>②KPIの方針(上記)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>③活動指標(②の実現に向けて)</b></p> <p>【活動指標】 要相談支援者層の孤立・不安解消                  【評価基準】 ・計画相談支援の普及啓発・利用促進 ・委託相談支援の相談件数(事業所相談除く)                  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p style="text-align: center;"><b>④業績指標(活動指標の細分化)</b></p> <p>【業績指標】 計画相談の増                  【評価基準】 計画相談支援支給決定者数(障がい児・障がい者別)                  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p style="text-align: center;"><b>⑤ ③~④の取組で見込む効果</b></p> <p>【実績値】 <b>主な支援者が病気や不在のときに、代わりの支援者がいないと回答した割合:36.1%の低下</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)</b></p> <p>相談支援の普及による適切な福祉サービスの提供及び孤立防止を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【補足】事業実施上の留意事項</b></p> <p>基幹相談支援センター、地域相談支援センター、専門相談支援センター、指定一般、指定特定相談支援事業所の役割を明確にしつつ、連携を強化するよう取り組みます。相談支援の強化を図るため、事業所設置、相談員の増員となる取り組みを検討していく旨を記載します。</p>
----------------	---	---	---	---	--	---	---

I 目標の設定	<p style="text-align: center;"><b>①施策の柱・調査結果等</b></p> <p>【基本目標】 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】                  【施策の柱】 2-2 連携による支援体制の強化                  【施策の方向性】 (1)横断的な協議体制の確保 (2)地域における支援体制の構築                  【聞き取り調査結果】 障がい種別や程度に関わらず地域生活を継続していくための体制整備が重要。また国の動向として地域における支援拠点として共同生活援助の体制強化が位置付けられている。</p>	<p style="text-align: center;"><b>②KPIの方針</b></p> <p>入所・入院先などからの地域生活への移行や相談支援、一時宿泊等の支援拡充</p>	<p style="text-align: center;">以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)</p>

II 活動・評価の設定	<p style="text-align: center;"><b>事業番号48 日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)の評価</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>②KPIの方針(上記)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>③活動指標(②の実現に向けて)</b></p> <p>【活動指標】 障がい者総合支援協議会による日中サービス支援型グループホームの評価                  【評価基準】 実地調査件数                  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p style="text-align: center;"><b>④業績指標(活動指標の細分化)</b></p> <p>【業績指標】 障がい者総合支援協議会として、事業所運営方針や体制に対する意見・提案を出す。                  【評価基準】 協議会から意見・提案を出した事業所数                  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p style="text-align: center;"><b>⑤ ③~④の取組で見込む効果</b></p> <p>施設の支援力が強化される(有資格者の配置、研修体制、地域資源等との連携体制等)                  受入実績の増 うち区分5、6の実人数の増</p>	<p style="text-align: center;"><b>⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)</b></p> <p>障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された日中サービス支援型共同生活援助により、地域生活支援の中核的な役割を担う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【補足】事業実施上の留意事項</b></p> <p>地域ニーズに応じたサービス提供が叶うよう、障がい者総合支援協議会にて各事業所へ意見、要望を提示します。</p>
----------------	--	---	--	---	---	--	---

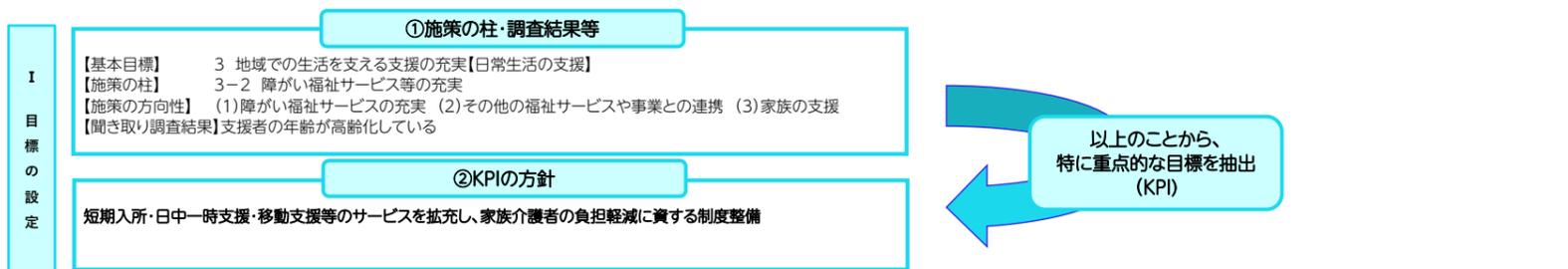
I 目標の設定	<p style="text-align: center;"><b>①施策の柱・調査結果等</b></p> <p>【基本目標】 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】                  【施策の柱】 2-3 支援・サービス提供体制の確保                  【施策の方向性】 (1)サービス提供施設・事業所の充実 (2)支援人材の育成・確保                  【聞き取り調査結果】 障がい福祉業界全体の人材の高齢化やマンパワー不足</p>	<p style="text-align: center;"><b>②KPIの方針</b></p> <p>福祉の仕事に関心のある人たちに、藤沢市の障がい福祉事業所等の認知度増加</p>	<p style="text-align: center;">以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)</p>

II 活動・評価の設定	<p style="text-align: center;"><b>事業番号54 福祉人材の確保</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>②KPIの方針(上記)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>③活動指標(②の実現に向けて)</b></p> <p>【活動指標】 任意団体の会議開催や運営に協力し、必要な啓発動画・グッズや、イベントの企画、実施                  【評価基準】 団体間でイベントが共催され、活動を担う人材等の育成・確保される。人手募集の共催事業の開催                  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p style="text-align: center;"><b>④業績指標(活動指標の細分化)</b></p> <p>【業績指標】 市内の福祉人材増加 福祉人材の説明会の開催                  【評価基準】 事業者参加数 合同説明会参加者数                  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:</p>	<p style="text-align: center;"><b>⑤ ③~④の取組で見込む効果</b></p> <p>事業所の従事者数の確保                  マンパワー不足による、使いたい時にサービスを使えない状態の解消</p>	<p style="text-align: center;"><b>⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)</b></p> <p>福祉に関心のある人たちに、各団体の認知度を上げていくことにより、新規人材の確保につなげる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【補足】事業実施上の留意事項</b></p>
----------------	--	---	---	--	--	--	--

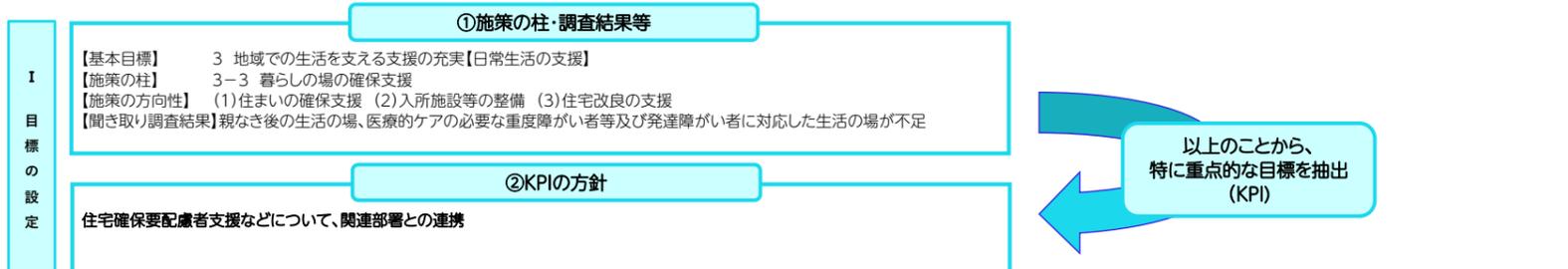


II 活動・評価の設定	事業番号57 発達障がい者への支援体制の充実					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
活動・評価の設定	多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じ、チームアプローチを基本とした支援を充実	【活動指標】 発達障がい者相談支援事業の地域展開  【評価基準】 発達障がいの周知・啓発 相談支援事業の拡充  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 発達障がい者相談支援事業所の相談実績 日中活動の実績 発達障がいに関する協議・取組の状況(相談内容の分析、検討)  【評価基準】 発達障がい者相談支援事業所の相談件数の増  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【前回調査】 希望する福祉サービスが利用できなかった経験があると答えた方は障がい者調査は15.4%、障がい児調査では39.8%。そのうち、発達障がい者や在宅で支援区分の高い人の回答割合が高い。 ↓ 以上回答者のうち発達障がい児者の割合減少	発達障がい児者への幅広い障害福祉サービス提供	広域的支援人材と連携し、発達障がいに関する専門的な研修等を実施し、支援力向上に努めていきます

II 活動・評価の設定	事業番号66 個別支援事業					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
活動・評価の設定	多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じ、チームアプローチを基本とした支援を充実	【活動指標】 重度障がい者の受け入れをしている事業者へ助成  【評価基準】 事業所数の増  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 重度障がい者相談支援事業の利用促進 専門的支援ができる人材の育成と確保  【評価基準】 事業利用者数、事業実施日数の増  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【前回調査】 希望する福祉サービスが利用できなかった経験があると答えた方は障がい者調査は15.4%、障がい児調査では39.8%。そのうち、在宅で支援区分の高い人の回答割合が高い。 ↓ 以上回答者のうち重度重複障がい児者の割合減	重度障がい児者への幅広い障がい福祉サービスの提供	支援困難な当事者への支援のため、支援員の人材育成に関する視点を常に持ち、支援力向上に努めていきます。



II 活動・評価の設定	事業番号84 メディカルショートステイ事業					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
活動・評価の設定	短期入所・日中一時支援・移動支援等のサービスを拡充し、家族介護者の負担軽減に資する制度整備	【活動指標】 メディカルショートステイの支援体制の拡充  【評価基準】 事業化・制度改正等によりサービス実施事業者の増加を図る  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 医療的ケア対象者のメディカルショートステイ実施回数  【評価基準】 メディカルショートステイ実施利用者数  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【前回調査】 医療的ケアの必要な重度障がい者等に対応した福祉サービスが不足していることから、介護者の負担の増 ↓ 介護者(家族等)の負担軽減	本人の障がい特性や生活状況に応じた障がい福祉サービスの展開及びこれによる支援者支援の充実	-



II 活動・評価の設定	事業番号92 住宅確保要配慮者に対する支援の充実					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
活動・評価の設定	住宅確保要配慮者支援などについて、関連部署との連携	【活動指標】 住宅確保要配慮者に対して、安定的に住まいを確保できる環境づくりや仕組みづくり  【評価基準】 住宅確保要配慮者の住宅確保支援  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 居住支援協議会への障がい福祉部門の参画  【評価基準】 居住支援協議会等の障がい福祉部門参加件数  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【調査結果】 親なき後の生活の場、医療的ケアの必要な重度障がい者等及び発達障がい者に対応した生活の場が不足している。 ↓ 住宅確保要配慮者の住まいが確保される。	本人の希望に沿った生活の場の提供	希望に沿った生活の場の提供が叶うよう、居住支援協議会などを通じ、ともに課題を解決できる関係づくりに努めます。

**①施策の柱・調査結果等**

**【基本目標】** 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】  
**【施策の柱】** 4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実  
**【施策の方向性】** (1)障がいの早期発見・早期対応の推進 (2)保育・療育の充実  
**【聞き取り調査結果】**相談支援の充実のために専門的な相談や助言ができる人材が必要であることが65.6%である課題

**②KPIの方針**

母子保健事業と児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関等と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の相談・支援体制の充実を図り、早期対応

以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)

II 活動・評価の設定	事業番号98 子ども発達相談					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
活動・評価の設定	母子保健事業と児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関等と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の相談・支援体制の充実を図り、早期対応	【活動指標】保護者本人からの子育て・育児相談と合わせて、保育園、幼稚園及び乳幼児健診等との連携により、発達課題のある子供に関する相談に対応  【評価基準】子どもの発達課題に関する新規相談実人数  【実績推移】R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】子どもの発達にかかわる相談実績  【評価基準】子ども家庭センターにおける子ども発達相談の個別専門相談実人数  【実績推移】R6年度: R7年度: R8年度:	専門的な相談や助言ができる相談支援体制の充実やネットワークづくりを進める  子どもの発達特性に応じた支援を受けることで、保護者が安心して子育てに取り組むことができる	障がいの早期発見や早期対応により、保護者が安心して子育てできるようにする	-

**①施策の柱・調査結果等**

**【基本目標】** 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】  
**【施策の柱】** 4-2 学齢期における教育等支援体制の充実  
**【施策の方向性】** (1)学校教育の充実 (2)様々な学びや体験機会の充実  
**【聞き取り調査結果】**医療的ケア児や行動障がいといった障がい特性に配慮した療育・教育環境が不足している

**②KPIの方針**

学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブ教育

以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)

II 活動・評価の設定	事業番号102 特別支援教育の充実					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
活動・評価の設定	学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブ教育	【業績指標】特別支援学級(小学校23校、中学校15校)の運営、特別支援学級の開設への検討  【評価基準】特別支援学級配置校数  【実績推移】R6年度: R7年度: R8年度:	【活動指標】特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備  【評価基準】特別支援学級生徒数  【実績推移】R6年度: R7年度: R8年度:	障がい特性にかかわらない教育環境の整備  ともに学び、ともに育つ環境を整えることで、共生社会の実現をめざす。	障がいの有無や個々の違いを認めながら共に教育を受けることで、共生社会の実現をめざす	自立支援協議会に参画する等、他分野と連携し、地域づくりの取組を推進することを記載します。

**①施策の柱・調査結果等**

**【基本目標】** 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】  
**【施策の柱】** 4-3 切れ目のない障がい児支援の充実  
**【施策の方向性】** (1)成長に応じた発達支援の充実 (2)障がい児支援サービスの充実 (3)子育ての支援  
**【聞き取り調査結果】**療育について十分な支援がうけられているかについて、「十分・おおむね十分」73.4%の課題

**②KPIの方針**

成長に応じた発達支援の充実に関して児童発達支援センターの機能強化を中心に障がい児支援の質の向上など

以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)

II 活動・評価の設定	事業番号107 児童発達支援センターの機能強化					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
活動・評価の設定	成長に応じた発達支援の充実に関して児童発達支援センターの機能強化を中心に障がい児支援の質の向上など	【活動指標】児童発達支援センターが地域の事業所と連携することで、障がい児の支援体制の整備を行う。  【評価基準】事業所連絡会回数  【実績推移】R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】地域の障がい児通所支援事業所との連携強化及び地域全体の支援の質の向上  【評価基準】事業所連絡会の事業所参加数 児童発達支援事業所や、保育所等訪問支援事業所向けの研修回数及び研修受講者数・参加事業所数  【実績推移】R6年度: R7年度: R8年度:	療育について十分な支援がうけられているかについて、「十分・おおむね十分」が73.4% ↓ 児童発達支援センターの機能を強化し地域の中核的役割を担う機関となることで、地域を含めた重層的な支援体制を整備し、療育について十分な支援が受けられる	障がい児支援の質が向上することで、子どもの健やかな成長に向けた支援を充実させる	-

**①施策の柱・調査結果等**

**I 目標の設定**

【基本目標】 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】  
 【施策の柱】 5-1 就労等への参加・活躍支援の推進  
 【施策の方向性】 (1)就労支援体制の充実  
 【聞き取り調査結果】 障がい者の就労希望として一般雇用・障がい者雇用・福祉的就労がそれぞれ30%前後となっており、働き方のニーズ多様化

**②KPIの方針**

就労等への参加・活躍支援の推進

以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)

II	事業番号137	就労選択支援の効果的な運用				
活動・評価の設定	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
	就労等への参加・活躍支援の推進	【活動指標】 就労事業所に係る会議体・研修会等による意見交換、支援スキル向上  【評価基準】 以下開催件数 ・就労事業所連絡会 ・SEJA ・就労支援部会  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 就労選択支援の相談件数(17才以下)※新規事業のため件数は未推計  【評価基準】 新規事業のため事業開始後検討  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	多様な就労ニーズと本人の強みを踏まえた選択支援が行われ、就労できる支援体制が構築される。  ※就労選択支援は令和7年度事業開始予定のため既存実績なし	障がい者の就労を支援する。	就労選択支援は全国的な新規事業であるため、支援者間での提供ノウハウの共有、ブラッシュアップの協議が重要になる。この実施機会を評価する。

**①施策の柱・調査結果等**

**I 目標の設定**

【基本目標】 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】  
 【施策の柱】 5-2 様々な活動への参加促進や支援  
 【施策の方向性】 (1)文化・スポーツ活動の充実 (2)様々な活動への参加促進 (3)当事者・家族団体等の活動支援  
 【聞き取り調査結果】 地域活動に「参加している」人は20.9%、地域活動(余暇:文化・スポーツ活動など)に参加している人の割合は11.1%

**②KPIの方針**

市民・各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進

以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)

II	事業番号146	生涯学習事業などへの障がい者への参画				
活動・評価の設定	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
	市民・各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進	【活動指標】 企画を検討する。また企画にあたる意見・要望の集約を実施する。  【評価基準】 事業企画の実施数、検討回数  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 活動指標のプロセスを通じた企画が実際に実施される。  【評価基準】 障がいのある人の参加者数の増加  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	障がい地域活動(余暇:文化・スポーツ活動など)に参加している人の割合(11.1%)の増加	障がい児者がスポーツや地域活動、生涯学習等に積極的に参加、参画できる環境を整備する。	様々な地域活動の企画・運営にあたってインクルーシブな目線が常に前提におかれる意識が地域において醸成される効果をねらう。

**①施策の柱・調査結果等**

**I 目標の設定**

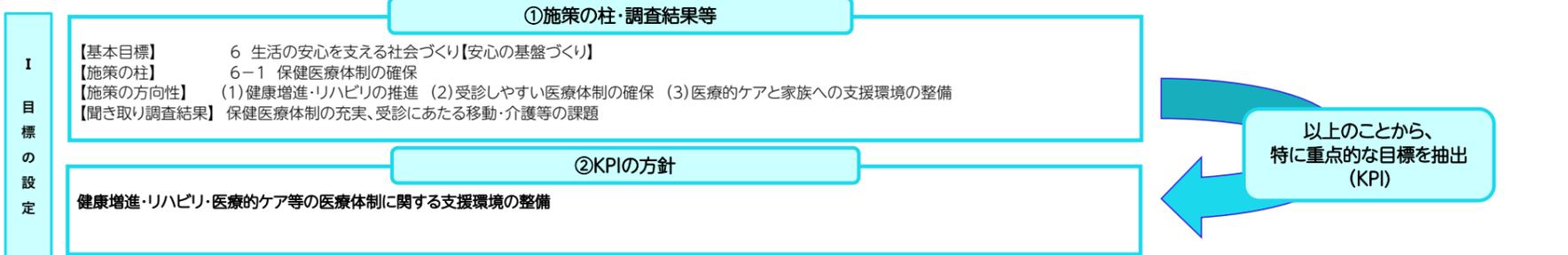
【基本目標】 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】  
 【施策の柱】 5-3 活動の手段や環境の確保  
 【施策の方向性】 (1)外出・移動支援の充実 (2)情報の受発信支援  
 【聞き取り調査結果】 障がい種別・程度に関わらず情報が受発信できる工夫の課題

**②KPIの方針**

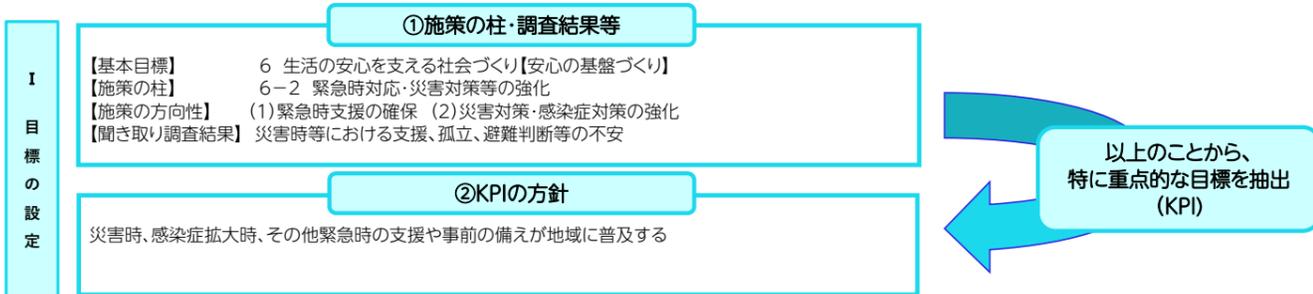
情報入手・意思疎通に関する障がい種別の困りごとに対応した支援・支給が確保される

以上のことから、特に重点的な目標を抽出(KPI)

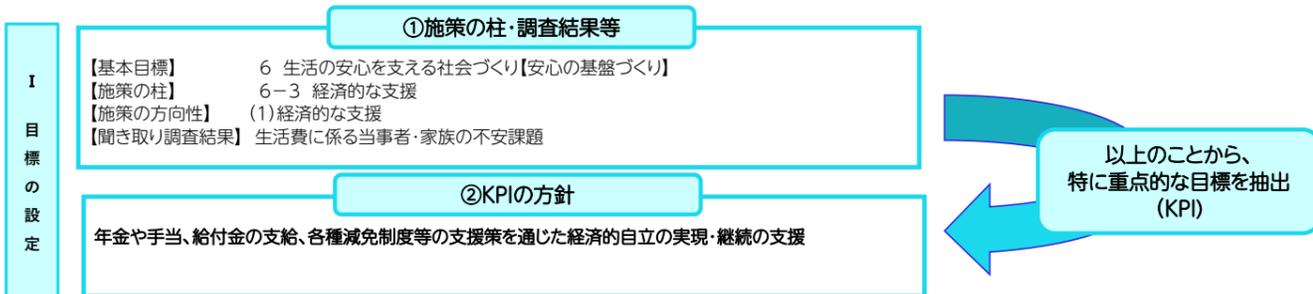
II	事業番号158	日常生活用具の充実				
活動・評価の設定	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
	情報入手・意思疎通に関する障がい種別の困りごとに対応した支援・支給が確保される	【活動指標】 日常生活用具の新規・変更の見直しを行う。  【評価基準】 見直し件数(ニーズに応じた柔軟な見直しの対応を評価)  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 日常生活用具対象品目数の増加(情報受発信の支援策、選択肢の増加)  【評価基準】 日常生活用具支給件数(多様な選択肢の用意を評価)  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【前回調査】 地域生活を行う上で必要な支援として、「障がい者が入手しやすい情報の発信の工夫」の回答は障がい支援区分の高い人で多くなっている。 ↓ 以上回答割合の減	情報の受発信や意思疎通を支援する。	日常生活用具対象品目の見直しを進める中で必要な当事者ニーズの抽出及び事業化に至るプロセスがより円滑化・合理化される効果をねらう。 また見直し、変更後の情報受発信方法について、必要とする方へ広く周知できるよう検討する。



II 活動・評価の設定	事業番号168 医療的ケアが必要な人などへの各種制度等活用支援					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
	健康増進・リハビリ・医療的ケア等の医療体制に関する支援環境の整備	【活動指標】 医療と福祉の体制間の橋渡しを行う会議体の設置  【評価基準】 会議体数 会議体の新設・再編等見直しの進捗  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 重度、難病、医療的ケアに対応する在宅医療、在宅看護、短期入所、メディカルショートステイ等の活用相談  【評価基準】 相談実施件数  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【前回調査】 医療的ケアが必要な人の「受診の際に困っていること」について、移動手段、付き添い人の不在、専門機関がない等の回答が多い。 ↓ 在宅医療、在宅看護、短期入所、メディカルショートステイ等の相談件数、実施回数の増	保健医療体制が拡充することで在宅支援が充実し、当事者が住み慣れたまちで地域生活を送ることが可能になる。	在宅医療が拡充した裏付けとして、拡充前は入院・入所が必須だった要支援者層の地域移行・地域定着数を併せて注視する。 ケアラー条例の成立に伴い、地域における体制整備を進める。



II 活動・評価の設定	事業番号180 要配慮者利用施設の避難確保計画					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
	災害時、感染症拡大時、その他緊急時の支援や事前の備えが地域に普及する	【活動指標】 安全・安心プランの作成及び推進策の実施  【評価基準】 安全・安心プラン関連施策の実施件数  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 安全・安心プランの普及  【評価基準】 安全・安心プランの累計作成件数  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【前回調査】 火事や災害時において周囲に支援を求めるときに困りごとは「誰に支援を求めればいいのかわからない」が47.7% ↓ 上記回答率の減	「安全・安心プラン」の作成を推進することで、障がいのある人の個々の状況把握を踏まえ、関係課と連携した防災対策や避難対策に活用していきます。	プランの作成過程において地域の人的ネットワークの構築、見直しを行う機会につながる効果を期待する。要配慮者利用施設における避難確保計画については、現在ありかたを検討しているため、本計画では評価対象といたしません。



II 活動・評価の設定	事業番号184 就労系サービスの工賃向上					
	②KPIの方針(上記)	③活動指標(②の実現に向けて)	④業績指標(活動指標の細分化)	⑤ ③~④の取組で見込む効果	⑥どうなったらよいか?(藤沢市で実現をめざすもの)	【補足】事業実施上の留意事項
	年金や手当、給付金の支給、各種減免制度等の支援策を通じた経済的自立の実現・継続の支援	【活動指標】 総合支援協議会や就労移行・就労継続支援事業所等連絡会の場を活用し、利用者の工賃向上に向けた取組を推進します。  【評価基準】 ・会議体の開催回数 ・工賃向上策取り組みの回数(事業、イベント等)  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【業績指標】 工賃向上  【評価基準】 就労系サービス利用者数 月当たりの平均工賃  【実績推移】 R6年度: R7年度: R8年度:	【前回調査】 今後の生活で不安に感じていることで「生活費」と回答した人は障がい者調査で43.6%、障がい児調査で39.8% ↓ 生活費の不安を示す回答の減	経済的自立の実現・継続を支援するため	-

# モニタリング指標への委員からの意見・事務局回答

## 基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

### 施策の柱1-1 共生のための環境づくり

#### 事業番号1 障がい理解の普及・啓発の推進

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・ご意見への回答
鈴木委員	④業績指標 【評価基準】の追加 一般層の所属(学生、会社員、教員など)、年代、どのような内容に興味があるかアンケートを行う	一般層の所属や年代を把握することで、障害に関してどんな人がどのような内容に興味を持っているかを知り、アプローチの仕方や開催する内容を考える		<b>留意事項に追記</b> 留意事項として、一般層も参加したくなる各種イベントを検討していくとともに、事業実施時に一般層の参加者数や意見を抽出できるアンケートを作成します。
都築委員	④業績指標 【評価基準】の追加 地域活動団体との共催事業数及び参加者数	講演会だけでは、界限の人にだけの啓発に留まることも多いように思う。共生社会という意味での一般層への啓発を目指すのであれば、それ以外のツールなどの評価も検討出来ないでしょうか。自治会町内会や民生委員、地区社協等の地域の活動団体とのコンタクトなどは数値の評価の対象にはならないのでしょうか?この事業番号以外のところでの取り組みになるのでしょうか?		<b>留意事項に追記</b> この基本目標では取り扱っていませんが、社会福祉協議会と連携しボランティアの育成と活動支援を行ったり、障がいのある人の地域活動への参加を促進事業など地域活動団体との連携を行っています。 留意事項として、他団体との連携をとり共生のための環境づくりを目指すことを記載します。
松井委員	④業績指標 【業績指標】の修正 (修正前)障がいに特段の理解・関心がない層の市民に対する障がい理解への参画の促進 (修正後)障がいに理解関心がない人たちに対する障がい理解への参画の促進  ④業績指標 【評価基準】の追加 ・一般層の参加者数(日頃障がいと関わりがない層)	・障がい理解の促進を図るには、既に一定の障がい理解を有する当事者や支援者層だけでなく、これらの層と比較し障がい理解の度合いが低いものと推察される一般層に対して啓発を図ることで、施策の柱及び事業番号1に掲げる目標達成に近づくと考えたため。		<b>業績指標の修正・留意事項に追記</b> 留意事項として一般層が参加しやすい各種イベントを検討していくとともに、事業実施時に一般層の参加者数や意見を抽出できるアンケートを作成します。
野村委員			「障がい者への理解を促進する講演会」とあるが、それはどのようなものなのかを明記することはできないか。理解促進、啓発活動を有識者や支援者でなく当事者からされることが望ましいと思われます。	<b>留意事項に追記</b> 講演会実施時に障がい当事者からの声が届くような内容となるよう、留意事項として記載します。

#### 事業番号2 心のバリアフリー推進事業

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
鈴木委員	④業績指標 【評価基準】の追加:一般層の所属(学生、会社員、教員など)、年代、どのような内容に興味があるかアンケートを行う ヘルプカードの更なる周知	ヘルプカードの更なる周知やストラップ型ヘルプカードを携帯してもらうことにより、目では伝わりにくい障がい理解を深めるとともに偏見や差別をなくすことに繋げる		<b>留意事項に追記</b> 留意事項として一般層が参加しやすいから各種イベントを検討していくとともに、事業実施時に一般層の参加者数や意見を抽出できるアンケートを作成します。また令和7年度はデフリンピック等が開催されることから、PRなどを行う際に、目では伝わりにくい障がいについて啓発していきます。  ヘルプマーク、ヘルプカードを多くの人に知れ渡ることで、障がい理解の広がりにもつながる。現状、広報等を活用し、周知・啓発しているが、それ以上にできることはないか検討していきます。
林委員	③活動指標 【活動基準】の追加 冊子の配布  ④業績指標 【評価基準】の追加 冊子の設置場所数、冊数	市役所や公民館、コーヒーショップなどに設置して気軽に手に取って、目を通してもらう。 障害の特性を理解するきっかけになればよい。		<b>留意事項に追記</b> 現在、心のバリアフリーハンドブックは小学校にデータを配布するに留まっております。また作成してから時間が経過しているため、設置場所の新たな設置、配置場所を検討するとともに、ハンドブックの刷新も検討する
松井委員	③活動指標 【活動基準】の追加 ハンドブックやマップの活用 ③活動指標 【評価基準】の追加 ・配布先へのこの事業の目的を知ってもらうための文書の作成 ④業績指標 【業績指標】の追加 ハンドブックやマップの活用の状況 ④業績指標 【評価基準】の追加 ・配布先の活用に関するアンケートの実施(実態調査)	④(松井委員)資料3に記載されているハンドブックやマップに関する取り組みを追記しました。		<b>留意事項に追記</b> 現在、心のバリアフリーハンドブックは小学校にデータを配布するに留まっております。また作成してから時間が経過しているため、留意事項として設置場所の新たな設置、配置場所を検討するとともに、ハンドブックの刷新も検討することを記載します。

#### (新規追加) 事業番号8 障がい者への合理的配慮についての検討

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
林委員		新規事業の追加 「中間見直しにおける重点推進項目」に含まれている1-1(2) 合理的配慮の提供の推進のため、事業を追加。 また、障がい者当事者にしかわからない不便さを訴える小さな声にも配慮してほしい。		<b>変更点なし</b> 現在、合理的配慮に関する情報収集は差別解消審議会で取り扱っていますが、個人情報を含むことから情報発信までは至っておりません。 業績指標の情報収集回数などで確認することとありますが、お示しすることが難しいです。 そのため、事業として取り組んでいくものの、モニタリング指標としての取り扱うことは行いません。

### 施策の柱1-2 権利擁護の推進

#### 事業番号22 障がい者虐待防止センターの運営

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
松井委員	③活動指標 【評価基準】の追加 養護者・使用者による虐待認定に関する③③活動指標【評価基準】【活動基準】を追記する。 ④業績指標 【業績指標】の追加 虐待防止法が求める内容について、養護者・使用者の理解が進むような仕組みが構築される。 ④業績指標 【評価基準】の追加 虐待防止法に関する理解度について、養護者・使用者向けのアンケート調査等を実施する	④この表の施策の方向性には、養護者虐待の記載のみが記載されていることから、事業者のみならず養護者・使用者に関する内容も併記しました。		<b>変更点なし</b> 施策の方向性では記載はしていませんが、養護者、使用者の虐待について、本事業では取り扱っております。そのため、次期プラン策定時には記載するよう検討します。
野村委員			なぜやるのか一障がい者の虐待を防止する、とあるが取組と達成度については、「虐待を認定した際は」「虐待が起きた際は」とも書かれていて、「防止」と「虐待が起きた場合の対応」が混同している?	虐待防止という目的のため、「虐待が起きた際や未然の防止として適切な対応ができる体制が構築されること」を事業の達成度とし、その達成度を図るため「虐待事案発生件数に対する虐待防止委員会の開催割合」の推移を業績指標としてします。

## 基本目標 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

### 施策の柱 2-1 相談支援の強化

#### 事業番号 38 計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
鈴木委員	④業績指標 【評価基準】の追加：計画相談支援専門員数	計画相談支援専門員の人材確保も事業達成の取り組みの一つと考える		<b>変更点なし</b> 計画相談専門員の確保が相談支援の強化につながると考えます。しかし、資格を有していても実際に相談に従事する人数が異なる実情があることから、画相談支援専門員の人数の推移を業績指標として取り扱いませぬ。
都築委員			セルフプラン層の計画作成に関しては、作成後の業務(モニタリング・ケース会議等)までを含めるのか? 専任の相談員数や相談員一人が担える件数(計画を作成するだけでなく、モニタリングやケース会議など、計画作成後の業務の煩雑さの現状を加味する必要もあるのか)はどのように評価するのか。事業番号38とどのように繋げるのかを伺いたいです	現プラン見直し時の調査により「利用者が自分に適した事業所・サービスを選択するための情報が不足している」、「計画相談のサービス量・質ともに不足している」との意見があり、重点推進項目として計画相談支援・障がい児相談支援の推進が挙げられました。 計画相談の支援を推進し、適切な福祉サービスの提供を目的として、計画相談支援支給決定者数の推移を業績指標として取り扱います。
松井委員			この地域は支援対象者に対する相談員の不足を長年課題としていることから、指標とする計画相談支援支給決定者数の増加に関する手立ては、事業所の運営法人への協力(事業所の設置・相談員の増員)を求める取組み無しには考えられないのでは。	<b>留意事項に追記</b> 留意事項に相談支援の強化を図るため、事業所設置、相談員の増員となる取組みを検討していく旨を記載します。
野村委員			事業は「計画相談支援」と「障がい児相談支援」があるが、「当事者本人(成年)」と「障がい児(親御さん等)」の相談事業を一緒にしているが、これは分けて別ものとする方がよくはないか?	<b>業績指標に追記</b> 障がい者(18歳以上)、障がい児(18歳未満)と分けて利用者数の推移をみることで、より詳細な分析ができることから、業績指標に追加します。

### 施策の柱 2-2 連携による支援体制の強化

#### 事業番号 48 日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)の評価

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
鈴木委員	④業績指標 【評価基準】の追加：当事者目線での評価	グループホーム入居者から当事者目線での評価も加えらる入居者の満足度も知ることができる		<b>変更点なし</b> 総合支援協議会による日中サービス支援型GHの評価に際し、事業者から実施報告を提出いただいています。しかし、満足度等の入居者からの報告事項は現在提出を求めておりませぬ。そのため、協議会へ報告事項の追加の検討をお願いしますが、業績指標としては取り扱いませぬ。
都築委員	⑥どうなったらよいか?(藤沢市が実現をめざすもの)の追加 高年齢層の人数増	③(都築委員)GHの評価項目の提示と、アウトカムの区分5、6の実人数とありますが、年齢層は評価対象にはならないのか確認させていただきたいです。		<b>変更点なし</b> 現在、事業所からの報告事項に利用者の年齢層は報告事項として提出を求めておりませぬ。 またGH全体でみても利用者の高齢化が進んでいることから、アウトカムとしては取り扱うことはしませぬ。
松井委員	③活動指標 【活動基準】の追加 設置後の運営状況評価を実施する。	地域自立支援協議会に求められる内容が未実施であることから、早急の実施を行うための仕組みの構築が必要。		<b>変更点なし</b> 日中サービス支援型GHの制度創設により、総合支援協議会は事業所開設時に事前相談、および開設後の定期的な評価を行うこととしておりましたが、評価方法の確立や報告様式の策定に時間を要したことから、定期的な評価を実施できておりませぬでした。しかし今年度より市内事業者に対し、定期的な報告を求め、評価にあたっております。
野村委員			グループホームの評価が事業内容になっているが、「評価」「意見・要望」となっていて、例えば低い評価であったグループホームに対して、意見を出したその改善結果まで追跡する必要はないのか?評価することが支援の充実につながるとも限らないのでは?	日中サービス支援型グループホームは、当該サービスの質の確保を図る観点から、総合支援協議会から必要な要望、助言等を行い、評価を行うこととされています。 評価は1年ごとに実施していただくため、前回評価時の結果を比較することで、業務の改善、充実につながると考えます。

### 施策の柱 2-3 支援・サービス提供体制の確保

#### 事業番号 54 福祉人材の確保

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
鈴木委員	③活動指標 【活動基準】の追加：イベント開催や人材募集をSNSで発信する	若者はSNSによって情報収集をしているという背景があるので、SNSをもっと活用して情報を発信していく		<b>留意事項に追記</b> 人材募集に関しては、市から発信することはできません。また現在イベント開催時に広報や藤沢市LINE等により発信はしていますが、留意事項として今後もより多くの方へ情報発信できるよう努めていきます。
松井委員	③活動指標 【活動基準】の追加 福祉に関心のない層にも働きかけるために必要な啓発動画・グッズや、イベントの企画・実施	福祉に関心がある人に向けた取組みになっているが、この人材不足を解消するためには、関心を持たない層をいかに取り込んでいけるかが重要ではないか。		<b>変更点なし</b> 福祉に関心のある人だけでなく、福祉に関心のない人に向けた企画されることが望まれますが、モニタリング指標として取り扱うにあたり、3年間の推移の中で結果を示すことが難しい事項と考えます。 そのため、業績指標としては取り扱いませぬ。
野村委員			「福祉人材の確保」とあるが、この項目に「障がい」というくくりがない。「福祉人材」というと広くなりすぎるので、そもそもが「障がい者プラン」なので「障がい福祉」に絞ってよいのでは?	現行プランでは、「福祉人材」と記載していますが、「障がい福祉」としての意味が大きいです。次期プラン策定時には記載することを検討します。

### 基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

#### 施策の柱3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進

##### 事業番号57 発達障がい者への支援体制の充実

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
都築委員	④業績指標 【評価基準】の追加 地域相談支援センターの相談件数の増	業績指数について、発達障がい者相談支援事業所の相談件数だけでいいのか。地域相談で対応している件数は評価の対象とはならないか。 発達障がいの相談内容は、福祉サービス提供だけでないソフト面での相談も多くあると思われるが、トピックスは「サービス提供」となっている。 数値での評価というところで、あえてサービス提供というところを出しているという理解でいいのか。		<b>変更点なし</b> 地域相談(藤沢市委託相談支援事業所 総合相談)においても発達障がい者の相談を受け付けていますが、診断書等の確認は行っておらず、正確な相談件数を抽出しておりません。 現プラン策定時、発達障がいのある人が希望する福祉サービスが利用できなかった経験があると調査結果にあります。そのため、幅広い障害福祉サービス提供をモニタリング指標のトピックスとして取り上げています。 そのため、希望するサービス提供につながっているか、推移を確認するため、発達障がい者相談支援事業所の相談件数を取り扱っています。
松井委員	留意事項の追加 相談員や直接支援を行う職員に対し、発達障がいに関する専門的な支援スキルの向上を目的とした人材育成体制の整備が必要。	支援困難な行動障害を伴う当事者への支援には、障がい福祉サービス従事者の支援力向上が不可欠である。 市が指定する相談支援事業所の相談員と、神奈川県が指定する障害福祉サービス事業の従事者(支援員)は、福祉職を継続する経過の中では事業間の異動を伴うことが想定されることから、育成に関する研修事業の取り組みについては、県と市町の協力(会場確保等)体制を整備することで資金面の課題解消につながる。		<b>留意事項に追記</b> 現在、強度行動障害に関する専門的知見を持ち、中核的人材に助言、指導をおこなう「広域的支援人材」の設置が国で進めています。 留意事項として、この広域的支援人材と連携し、支援力向上に努めていきます。
野村委員			「相談件数の増」とあるが、「相談件数」のみで、日中活動実績・取組の状況を入れることは困難か？	日中活動については定期的に開催されており、実績・取り組み状況の推移が判断しづらいです。そのため、業績指標などに記載をしていません。

##### 事業番号66 重度重複障がい者個別支援事業

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
松井委員			支援困難な当事者への支援には、支援員のスキルを高めることに尽きると考えます。 その為、目標達成には人材育成に関する視点を常に持ち、具体的な手立てを持って取り組みに反映させることが必要。	<b>留意事項に追記</b> 留意事項として、国・県などと連携しつつ、支援力向上に努めます。
野村委員			他のことも同様にいえるが、「利用者数・日数の増」を指標としているが、率をみることも必要ではないか？例えば、利用者数が1.1倍になったとしても希望者が1.5倍であった場合は「達成」とは言えないのではないか。	現状、本事業は事業所からの申請をもとに、利用者数などを抽出していますが、希望者数については把握できていません。今後、希望するサービス提供につながっているか、その推移を図るため、希望者数などを抽出できるよう検討します。

#### 施策の柱3-2 障がい福祉サービス等の充実

##### 事業番号84 メディカルショートステイ事業

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
鈴木委員	④業績指標 【評価基準】の追加：利用者数、利用者の満足度を知るためのアンケートを行う、周知の努力を行う	預けられればいいというわけではなく、本人の生活の質に合っているかなど利用者からアンケートをとる。メディカルショートステイの周知がまだまだ足りないと感じる		<b>変更点なし</b> 現在、市内に該当事業所も少なく、利用者への満足度についてアンケート調査を図る段階でないと考えます。そのため、今後事業を業績指標の推移を確認していく中で、検討していきます。

#### 施策の柱3-3 暮らしの場の確保支援

##### 事業番号92 住宅確保要配慮者に対する支援の充実

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
鈴木委員	④業績指標 【評価基準】の追加：医療と福祉の連携	医療的ケアの必要な重度障がい者は医療と福祉の連携が不可欠なので、グループホームでも対応可能にする		<b>変更点なし</b> 現在、市内に医療支援型グループホームの設置はないため、設置の促進については、引き続き課題として考えます。
松井委員			住居を貸す側、借りる側双方が、関係する法令の理解や互いの事情・思いの共有が出来るような顔の見える関係づくりの場が、様々な課題を解決していくきっかけとなる。	<b>留意事項に追記</b> 留意事項として、今後事業の推移を確認するにあたり、希望に沿った生活の場の提供が叶うよう、居住支援協議会などを通じ、関係づくりに努めます。

### 基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

#### 施策の柱4-2 学齢期における教育等支援体制の充実

##### 事業番号102 特別支援教育の充実

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
野村委員			事業番号66と同様に、絶対数の件数ではなく、率の捉え方がよくはないか？相談件数が1300件で、通所サービス等につながったのは160件とは、多いのか、少ないのか？6年度、7年度、8年度とみると、例えば相談件数が倍となっても、対応できた件数が微増であれば評価にならないのでは？	<b>③活動指標・④業績指標の変更</b> 野村委員の意見も参考に、評価基準等を変更しています。

施策の柱4-2 学齢期における教育等支援体制の充実

事業番号102 特別支援教育の充実

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
鈴木委員	④業績指標 【業績指標】の追記：教員向けの障害や医療的ケアに関する研修会開催、通常学級との交流 ④業績指標 【評価基準】の追加：研修会開催日数、参加者数、交流回数	教員向けに様々な障害についてや医療的ケアに関する研修会を行い、知識を深めるとともに専門的な人材の確保に繋げる 通常学級との交流を通して社会性やコミュニケーション能力を育みインクルーシブ教育を目指す		<b>変更点なし</b> 教員への障がい理解を深めることは必要だと考えるが、教育分野に研修の実施を求めるまでは、至って以内。そのため、協議会の連携支援部会において福祉と教育の連携を議題として取り上げるよう、取り計います。
都築委員	④業績指標 【評価基準】の追加 特別支援学級児童生徒数(教員一人当たりの生徒数) 支援学校教員数/支援学校児童生徒数(教員一人当たりの生徒数)	・教育環境の整備・質の向上のためには、教員数と児童生徒数の両方を把握する必要がある。 ・「インクルーシブ教育」を推進することによって、支援学校に通学する児童生徒が「教育環境の整備」や「共生社会の実現」から置き去りにならないようにする。		<b>活動指標・業績指標の修正</b> 現在、特別支援学級の設置が市内で進められており、それに応じて生徒、教員の増加が見込めます。しかし生徒に対する教員の設置数は定められており、特別支援学級が増えれば、生徒数、それに応じた教員の増が見込めるため、教員の数は業績指標の評価基準としては取り扱いません。ただし、特別支援学級、児童数の推移を見ることで、障がい特性にかかわらず教育環境の整備の進捗の指標となるため、活動指標・業績指標を修正しました。
松井委員			地域状況の理解を広げるために、課題については教育行政に留めず、地域自立支援協議会への参画をする等、他分野と連携し、地域づくりの取り組みを推進する。	<b>留意事項の追記</b> 留意事項として、自立支援協議会に参画する等、他分野と連携し、地域づくりの取り組みを推進することを記載します。
野村委員			この分野はよくわからないが、「共生社会の実現を目指す」と「支援学級数の増」とは結び付かないと見えるのは間違いでしょうか？	支援学級数の増により、学齢期より障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブな関係が見込まれます。

施策の柱4-3 切れ目のない障がい児支援の充実

事業番号107 児童発達支援センターの機能強化

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
都築委員	④業績指標 【評価基準】の追加 研修受講者数・参加事業所数	業績指標の研修回数に加えて研修受講者数や研修受講者を参加させた事業所数も評価しないと、支援の質の偏りについての評価ができないのでは危惧します。		ご指摘のとおり、業績指標を追加します。

基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

施策の柱5-2 様々な活動への参加促進や支援

事業番号146 生涯学習事業等への障がい者の参画

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
野村委員			そもそも、この事業は「障がい者を対象に含む文化・スポーツ等の事業を実施するとともに・・・」とあることがおかしい？逆にいうと「通常の文化・スポーツ等の事業は障がい者を対象に含まないから、わざわざ含む事業を実施する必要があることにはならないか？そうではなく、全ての企画等が障がい者も参画できるようにすることとはならないのか？	現行プランの事業内容には「障がい者を対象に含む」と記載していることから、ご指摘のとおり本事業を実施するにあたり、「障がい者を対象に含む事業を企画する」必要があるように捉えることができます。、次期プラン策定時には、全ての企画が障がいの有無を問わず参加できるよう事業内容の検討をします。

施策の柱5-3 活動の手段や環境の確保

事業番号158 日常生活用具の充実

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
野村委員			日常生活用具の見直し、変更等は必要なことで、その件数をみるのもわかるが、見直し・変更した結果がどのように必要としている人に伝わるか、伝えるかを加えてほしい。手引きにある、ホームページで案内は必要とする人に伝わらない。	<b>留意事項の追記</b> 野村委員のご指摘のとおり、見直し、変更後の情報発信は手引き、ホームページに記載するのみでした。 留意事項として、本計画を推進するにあたり、その情報発信方法について検討していきます。

基本目標6 生活の安心を支える社会づくり【安心の基盤づくり】

施策の柱6-1 保健医療体制の確保

事業番号168 医療的ケアが必要な人などへの各種制度等活用支援

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
松井委員			ケア一条例可決に伴い、地域における体制整備を進めること。	<b>留意事項の追記</b> ご意見のとおり、地域の体制整備推進を心掛け、事業の推移を確認していくことを留意事項とに記載します。

施策の柱6-2 緊急時対応・災害対策等の強化

事業番号180 要配慮者利用施設の避難確保計画

委員名	意見・修正点	回答の理由、背景、根拠等	その他意見	ご意見の反映状況(変更点)・委員意見への回答
松井委員			要配慮者個々の事情と、提供できるマンパワーのキャパシティを把握した取組みをすること。	安全・安心プラン作成時に支援者の実施可能事項について確認しております。
野村委員			「要配慮者利用施設」がどういったところを想定しているのがよくわからないが、この「緊急時対応の強化」においては、「要支援者の避難行動支援体制」の作り方が大枠でくくりすぎていると思われる。障がい者支援課からの案内がわかりにくい。事業番号173か177の方を具体的に出したらどうか。	要配慮者施設は高齢者施設や障がい児・者施設など、災害発生時に自らを守るための一連の行動をとることが困難であったり、避難所で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々が主に利用する施設です。 本事業では障がい者個々の避難計画「安全・安心プラン」の作成状況、要配慮者利用施設での避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練等の実施状況を把握し、各計画作成の支援を行います。 このうち、現プラン見直し時の重点推進項目として「安全・安心プラン」の作成の推進を取り上げています。そのためプラン件数件数の推移を確認することで、障がい者の緊急時対応・災害対策の強化が行われているかの指標とします。

## (次期) ふじさわ障がい者プラン策定に向けた聞き取り調査 実施概要 (案)

## 1 聞き取り調査の目的

障がいのある人やその保護者等の困りごとや施策へのニーズ等に関する情報を把握することを目的に、市内の当事者・家族団体等を対象に聞き取り調査を実施します。

また、現場での課題や、より効果的な支援のために必要と考える施策へのニーズ等に関する情報を把握することを目的に、障がいのある人に支援やサービスを提供している障がい福祉サービス提供事業者に対しても聞き取り調査を実施します。

## 2 実施期間及び実施方法

## (1) 実施期間 (予定)

2025年(令和7年)6月～8月

## (2) 実施方法

各団体等に対して、聞き取り調査事前ヒアリングシートを送付し、各項目に記入していただきます。聞き取り調査当日は、記入シートに記載された回答等を踏まえて、聞き取り調査を行います。

## 3 対象者

## (1) 藤沢市障がい福祉団体連絡会に加入する当事者・家族団体 12団体

	団体名等	参考：参加人数 (令和4年度実施時)
1	藤沢市肢体障害者協会	7人
2	藤沢市視覚障害者福祉協会	5人
3	藤沢市聴覚障害者協会	2人
4	藤沢市肢体不自由児者父母の会	3人
5	藤沢市手をつなぐ育成会	5人
6	藤沢市自閉症児・者親の会	6人
7	藤沢ひまわり会	7人
8	日本オストミー協会神奈川支部	5人
9	藤沢市腎友会	3人
10	藤沢言語友の会(事前情報記入シートにて意見を確認)	—
11	藤沢市ALS/神経難病患者の会(オリーブの会)	4人
12	チャレンジⅡ日中活動(家族会)	8人

(2) 市内障がい福祉サービス提供事業者 6種別（市内事業所連絡会等へ参加依頼する）

	グループ	参考：参加人数 (令和4年度実施時)
1	相談系サービス提供事業者	3か所3人
2	居宅系サービス提供事業者	2か所2人
3	日中活動系サービス提供事業者	4か所4人
4	居住系サービス提供事業者	4か所4人
5	就労系サービス提供事業者	1か所1人
6	児童通所系サービス提供事業者	3か所3人

4 調査項目

(1) 当事者・家族団体等向け

- ア 生活をする上での困りごと
- イ 生活をする上での困りごとについて相談する相手・団体
- ウ 日常生活を送る中で応援してくれる人・団体
- エ 災害時における準備やその不安又は必要な支援
- オ 日常生活において、急遽、家族等の支援が受けられなくなる可能性を考慮した準備やその不安又は必要な支援
- カ 将来的に家族等からの支援が得られなくなる可能性を考慮した準備やその不安又は必要な支援
- キ 藤沢市で仕事や生活をする上で不足していると感じる支援や問題
- ク 藤沢市で仕事や生活をする上で「利用しやすい」や「有効だ」と感じること
- ケ 本人を中心とした地域での交友関係
- コ 藤沢市に期待する障がい者施策生活を送る上での困りごとについて

(2) 事業者団体向け

- ア サービス提供において感じている課題
- イ 各サービスにおける直近のニーズおよび将来動向
- ウ 藤沢市に不足していると感じる支援施策、充実が必要な施策
- エ 権利擁護の取組
- オ 感染症や非常災害の発生時等、防災についての取組や備え
- カ デジタル技術（AI、ICT、IoT、ロボット）の活用（介助負担軽減、事務負担軽減、余暇支援）
- キ 藤沢市に期待する障がい者施策

以 上

## (次期) ふじさわ障がい者プラン策定に向けたアンケート調査 実施概要 (案)

## 1 アンケート調査の目的

本市では、障がいのある人や、障がい児及びその保護者の日常生活の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や満足度、今後の利用意向、利用上の問題点などを把握し、計画策定（見直し）の基礎資料とすることを目的とし、アンケート調査を実施するものです

## 2 実施期間及び実施方法

- (1) 実施期間（予定） 2025年（令和7年）11月～12月
- (2) 配布・回収方法 郵送・オンライン回答

## 3 対象者

## (1) 障がい当事者

18歳以上で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方を無作為抽出

## (2) 障がい児の保護者

18歳未満で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方の保護者

## 4 調査票の配布数

- (1) 障がい当事者向け 1,500件
- (2) 障がい児の保護者向け 500件

## 5 調査項目

## (1) 障がい当事者向け

- ア 生活や障がい等の状況
- イ 障がいや病気等での病院利用
- ウ 外出・地域活動
- エ 障がい者への理解
- オ 防災
- カ 相談や福祉情報の入手
- キ 福祉サービスの利用
- ク 就労
- ケ 今後に向けて

## (2) 障がい児の保護者向け

- ア 生活や障がい等の状況
- イ 外出・地域活動
- ウ 障がい者への理解
- エ 防災
- オ 相談や福祉情報の入手

- カ 療育・教育
- キ 福祉サービスの利用
- ク 今後に向けて

以 上

会議名称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
藤沢市障がい者総合支援協議会(総合支援協議会)	第3回(1/27) ・各専門部会からの報告 ・日中サービス支援型グループホームの定期報告					中旬 第1回		第2回			第3回			第4回	
運営会議(総合支援協議会)					第1回		第2回			第3回			第4回		
相談支援部会				第1回		第2回				第3回			第4回		
連携支援部会				第1回		第2回				第3回			第4回		
就労支援部会				第1回		第2回				第3回			第4回		
生活支援部会				第1回		第2回				第3回			第4回		
ふじさわ障がい者プラン検討委員会(計画検討委員会)	第4回(1/20) ・ふじさわ障がい者プラン2026(中間見直し)障がい者計画モニタリング指標について ・次年度実施事項(アンケート調査、聞き取り調査)の概要説明				下旬頃 第1回 ・R7スケジュールの確認 ・中間見直しモニタリングについて ・聞き取り調査事前記入シート(案)について			第2回 ・聞き取り調査途中経過 ・障がい者プラン 市民アンケートについて			第3回 ・市民アンケートについて R6中間見直しモニタリング結果			第4回	
運営会議(計画検討委員会)	2024.12月中に実施			第1回			第2回		第3回			第4回			
1 受託者の選考					(5月末)プレゼンテーション	(6月初旬)選定結果発表(6月中旬)委託契約									
2 聞き取り調査				事前ヒアリングシートの内容について委員から意見収集	第1回委員会にて事前ヒアリングシートの内容確定→5月末配布	(6月中)ヒアリングシート回収	聞き取り調査	聞き取り調査	聞き取り調査等の集計・分析	(第3回委員会)調査結果の報告					聞き取り調査報告書を提出
3 アンケート調査				アンケート対象者抽出			障がい者等のニーズに関するアンケート調査の基本設計(案作成)	(第2回委員会)にて委員からの意見を反映→アンケート調査案の修正		(第3回委員会)アンケート調査修正案を提示し、意見聴取	(上旬)アンケート調査案確定 (下旬)アンケート調査実施	アンケート調査実施	アンケート回収・集計・分析	アンケート回収・集計・分析	アンケート調査報告書を提出

(仮称)藤沢市医療的ケア地域支援協議会 令和7年度より開催予定。会議開催方法は総合支援協議会に則り実施していく。会議開催日、回数は未定。

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例をここに公布する。

令和6年12月19日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

#### 藤沢市条例第46号

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例

人は、みな誰かから身体や心のケアをされて生きています。人生の中では、誰もがケアをされる側にもケアをする側にもなります。ケアは、人と人との関係をつなぐ大切な行為です。

しかし、そのケアをケアラーだけが担って孤立することによって、心身の健康を害したり、人生の選択に困難が生じ自分らしい人生を諦めたりするようなことがあってはなりません。ケアを必要とする当事者への社会的な支援が十分に得られるように努めるとともに、ケアをされる人もケアをする人もどちらも大切にされ、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができるよう、社会の仕組みを整えていくことが必要です。

ケアをされる人とケアをする人の声や希望を政策に反映し、「誰一人取り残さない」藤沢をつくることを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラー及びケア対象者を社会全体で支えるため、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいいます。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳に達するまでの者をいいます。
- (4) ビジネスケアラー ケアラーのうち、主として仕事をしている者をいいます。
- (5) ケア対象者 ケアラーから介護等の提供を受ける者をいいます。
- (6) 市民等 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいいます。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う者をいいます。
- (8) 関係機関 介護、医療、教育、就労、児童の福祉、障がい者、障がい児又は生活困窮者の支援その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいいます。
- (9) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラー又は若者ケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいいます。
- (10) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいいます。  
(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーとケア対象者が、個人としてその意思を尊重され、将来に夢と希望を持って健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければなりません。

- 2 ケアラー支援をするに際しては、ケア対象者及びその家族等に対する包括的な支援が行われなければなりません。
- 3 ケアラー支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の多様な主体が互いに連携しながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければなりません。
- 4 ヤングケアラーに対する支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の多様な主体が互いに連携しながら、子どもの権利が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるよう

に行われなければなりません。

- 5 若者ケアラーに対する支援は、その時期が子どもから社会人への移行期であること及び社会生活上の重要な選択がなされることの多い時期であることを踏まえて行われなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関する制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向を尊重するとともに、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとします。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めます。

- 2 市民等は、ケアラー支援に関する市の施策及び事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の活動に協力するよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。

- 2 事業者は、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がビジネスケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、当該従業員が勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

(関係機関の役割)

第7条 学校等を除く関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。

2 学校等を除く関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その業務を通じて関わりのある者等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めます。

3 学校等を除く関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関、民間支援団体等への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めます。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。

2 学校等は、日常的にヤングケアラー及び若者ケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラー又は若者ケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めます。

3 学校等は、支援を必要とするヤングケアラー及び若者ケアラーからの相談に応じるとともに、当該ヤングケアラー及び若者ケアラーに対し、市、関係機関、民間支援団体等と連携し、必要な支援を行うよう努めます。

(ケアラー支援計画)

第9条 市は、第4条の規定によりケアラー支援に関する施策を実施するためのケアラー支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するものとします。

(ケアラー支援協議会の設置)

第10条 市は、支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、藤沢市ケアラー支援協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(広報及び普及啓発の促進)

第11条 市は、広報及び普及啓発を通じて、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等が、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識を深め、社会全体からケアラー支援が推進されるよう、必

要な施策を講じるものとします。

- 2 市は、ケアラーが自らの置かれている状況について理解し、必要な支援を求められることができるようにするため、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等に対し、ケアラー支援についての普及啓発その他の必要な措置を講じるものとします。

(早期発見)

第12条 市、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等は、ケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、早期発見に向けた情報の共有を図るとともにケアラーが置かれている状況を把握するよう努めます。

(財政上の措置)

第13条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

令和6年度 藤沢市精神保健福祉公開講座

# 若年性認知症を 知る・支える・共に歩む

認知症は高齢者だけに発症する疾患ではありません。65歳未満で発症する若年性認知症は、就労、子育てと重なり、本人だけでなく家族、職場など周囲への影響が大きい疾患です。

今回は、若年性認知症の病気のこと、社会的なサポート等について認知症の専門家が話しいたします。ぜひ、ご参加ください。

講師



うちかど ひろたけ  
**内門 大丈 氏**

・医療法人社団彰耀会  
メモリーケアクリニック湘南 理事長 院長  
・横浜市立大学医学部臨床教授  
・平塚市医師会 副会長

1996年横浜市立大学医学部卒業。2004年横浜市立大学大学院博士課程(精神医学専攻)修了。2004年より2年間、米国ジャクソンビルのメイヨークリニックに研究留学。2008年横浜南共済病院神経科(現 精神科)部長。2011年湘南いなほクリニック院長を経て、2022年4月より現職。

## 体験コーナー

- 認知症VR体験
- 認知症簡易チェック



## 紹介コーナー

- 絆会  
(若年性認知症 本人と家族の会)
- ふれあい会  
(認知症の方を介護する家族の会)
- 認知症に関する事業のご案内など

**日時** 2025年(令和7年) **1月25日** **土** 午後3時から午後4時30分まで

**会場** 藤沢商工会館 ミナパーク 302・303会議室(藤沢市藤沢607-1 3階)

**対象** 藤沢市に在住・在勤・在学の方 50人

**申込** 12月10日から1月23日までに藤沢市ホームページ電子申請(e-kanagawa)から申込みください。  
受付完了後、メールでご案内いたします。



申込はこちら

**主催** 藤沢市・藤沢病院

**問合せ** 藤沢市保健所 保健予防課 電話:0466-50-3593 FAX:0466-28-2121

✉ fj-hokenyobo@city.fujisawa.lg.jp

## 地域福祉シンポジウム

## 孤独・孤立を考える

## 第1部：特別講演

## 孤独・孤立って？～国の動向を知る～



2024年4月1日、「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。「孤独・孤立」とは何でしょうか？なぜ法律ができたのでしょうか？全国的な動向を知ると同時に、地域の実践で求められることについて考えます。

## 大西 連 氏

認定NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長  
2021年6月より内閣官房孤独・孤立担当室政策参与、  
2024年4月より内閣府孤独・孤立対策推進参与も務める。

## 第2部

## トークセッション

望まない「孤独・孤立」は特別なものではなく、誰もが抱えることがあります。様々な形の孤独・孤立を知り、どう寄り添うことができるのかを考えます。



ヒューマンスタジオ  
不登校・ひきこもり研究所  
代表 丸山 康彦 氏



アクティブリスニングサービス  
LivelyTalk運営  
株式会社 Lively  
代表取締役 岡 えり 氏



ひとりやないで！～統合失調症の  
親と向き合う子どもの広場～  
樺山 枝里 氏

## 申込不要・無料

※手話通訳・要約筆記あり

## 司会

小川 優 氏  
フリーアナウンサー  
「障がいのアナ」代表



2025年

(開場) 13:00

会場

湘南台文化センター  
市民シアターホール

藤沢市湘南台1丁目8番地

2月9日(日) 13:30~15:30



(お問合せ) 藤沢市 地域共生社会推進室

☎0466-50-3544

✉fj-kyousei@city.fujisawa.lg.jp

小田急江ノ島線  
相鉄いずみ野線  
横浜市営地下鉄

『湘南台』駅下車  
東口E・G出口より  
徒歩5分

## 令和6年度第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会 実施概要

日 時：2024年（令和6年）10月21日（月）

午前10時から12時まで

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室

委 員：高山代表、都築委員、種田委員、倉垣内委員、鈴木委員、八十島委員、  
小野田委員、松井委員、大郷委員、野村委員、林委員 計11名

オブザーバー：村松氏 計1名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課

（臼井、星野、田口、飯沼、伊原）

子ども家庭課（原田、斎藤、福岡）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田） 計10名

欠席者：1名

傍聴者：1名

議 事：

### 1 報告事項

(1) 令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告（資料1-1、1-2）

・事務局から会議概要について説明。

（野村委員）

協議会委員の選出母体が分かりにくい。

（事務局）

後ほど名簿を送付します。協議会の事前資料については会議の時間や資料の量の都合上配布していませんが、ご入用であればお申し付けください。

（村松オブザーバー）

以上事務局報告のうち、医療的ケアの協議の場について補足します。当会議は昨年度重度障がい者支援部会から出た提言を根拠として設置を見込むものです。在宅医療、多職種連携等様々な課題を扱います。小規模の会議ではライフステージ毎の課題を扱いきれないので障がい者総合支援協議会相当規模の会議体を想定していると思います。

(2) ふじさわ障がい者プラン2026（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）令和5年度実績について（資料2）

・事務局から、前計画（2026）について、過年度比で実績の変動が大きくなったものを中心に報告。

（事務局：飯沼）

- ・地域移行、安全・安心プラン、就労は目標未達成。
- ・訪問系サービスでは重度訪問介護が増加。
- ・重度障がい者包括支援については実施事業者がなく、実績なし。
- ・自立生活援助は市内に2事業者あるものの、実績なし。計画相談支援と業務内容が重複し実績化されにくいことが原因と推察される。
- ・手話通訳者養成研修事業はコロナ禍明けの制限解除もあり、実績が増加しております。

（事務局：福岡）

- ・児童発達支援センターは市内に2か所設置。支援者向けの研修や事業者間の連絡共有、連絡会の開催などを役割とし、重層的な支援体制を整備していく。
- ・重症心身障がい児への助成は継続。
- ・医療的ケア児支援は、委託業者（ぐータッチ）と連携して相談体制の整備を行う。
- ・障がい児通所支援の実績に関しては、児童発達支援は計画を上回り、放課後デイサービスは計画を下回ったものの事業所数は増加。医療的ケア児発達支援は児童発達支援に制度が統合されたためR6見込は0としている。
- ・保育所等訪問支援は、利用実人数が増えているが実績は計画を下回っている。

【以下質疑】

（都築委員）

日中一時支援の見込み量が倍以上増えているのは何を見込んでいるのか。

（事務局：飯沼）

R7及びR8年度は10月報酬改定を考慮し算出。また提供単位が日単位から時間単位となったため見込値が増加した形になっている。

（種田委員）

計画相談支援の実績が計画以上に上がっており、相談支援専門員数も多少増えているが、この背景は。また、7、8年度はなぜそのように増えない見込みなのか、状況をお尋ねしたい。

（事務局：臼井）

実情として、事業所及び相談支援専門員は増えているが、依然として供給不足。一方で、毎年10人程相談員研修を受講しているが事業所の人事の都合上資格者が従事しないこともあるため低く見積っている。

(野村委員)

資料では、福祉施設から一般就労へ移行した件数について、8年度目標値が令和3年度の1.31倍、1.23倍、1.28倍と項目毎に示されている。これは8年度目標値の108人を3年度の数字で割ったからこの倍率になったのか。

(事務局白井)

国から市に対してこのように設定するよう示された数字です。

(野村委員)

10ページの移動支援事業について実利用者数と移動時間数が示されているが、一人当たりの時間数が減っていく推計になっている。私の事業所の体感だと短時間利用が多いが、この数字がどのように出されたのか確認したい。

(事務局：飯沼)

あくまでこれらは過去実績からくる推計になる。6年度から8年度については10月に報酬改定を行った影響で実績が増える見込みがあり、これを含めている。

(大郷委員)

福祉型短期入所が3年度から5年度までで急に増えているので、計算根拠を伺いたい。

(事務局：白井)

安心ネットによる利用増。県の委託事業がカットされた分の利用を福祉型短期入所としての扱いに切り替えた結果実績が増加したもの。

(大郷委員)

医療型短期入所について計画上の実績が少なくなっているのは、事業者数があるにも関わらず利用が少ないということになりますが如何か。

(事務局：白井)

市内で医療型は1か所のみなのでニーズには足りていない状況。状態が安定していないとお受けできない等制約も多く実績が伸びない状況があるので引き下げをしている。レスパイトも含めて、病院と移動支援を組み合わせ対応する等の工夫が必要。

(小野田委員)

3、4年度の短期入所の実績減はコロナ禍の影響もあるかと思われる。

(八十島委員)

見込量の設定について実績と計画値に乖離がある事業がある。例えば社会参加促進事業のボランティア養成や、太陽の家の延べ利用者数等。計画値の根拠は。

(事務局：臼井)

悩ましいポイントだが、太陽の家は自主事業なので回数がある程度決まっていることと、コロナ禍の影響が未だ残っているため下方修正を含めている。ボランティアについては、これぐらい実績がほしいという必要量として上げているが、講習が進まない実情もある。ご意見があればより適正な計画値に変えていく。

(種田委員)

太陽の家体育館の見込量が増えていないことについて、私は太陽の家を利用している身だが、自主事業の内容がシャッフルボードに特化しているきらいがあり、より種目が増えると人が増えるのではないか。ぜひ種目を再考してほしい。

## 協議事項

(1) ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）障がい者計画モニタリング指標について（資料3-1～3-3）

(事務局：飯沼)

資料3-1は、従来の全項目評価のやり方を見直し、基本理念及び基本目標に特別強く紐づいた項目を指標(KPI)として設定する今回の試みについて説明する資料。資料3-2は、現計画の中間見直し時に活用したもの。聞き取り調査・アンケート調査結果や国の動向を考慮して重点推進項目を設定した。

資料3-3は、この度設定するKPIの事務局案。基本目標及びそれに紐づく具体的な重点推進項目、さらに紐づく具体的な事業項目を示す構成としている。例として基本目標1-1共生のための環境づくりでは、重点推進項目であるバリアフリー等の具体的な項目に紐づき、事業番号1を選定しました。

(事務局：臼井)

資料3-3はあくまでたたき台であり確定事項ではない。資料3-2の下線部、つまり中間見直しで見直された部分を中心にKPIとなる事業を抽出した。また実績評価が数値化しにくい事業もあるため、事務局で取捨選択している。本資料の作りは、要は「何をしたら」「どのような結果につながるか」というものを想定しているが、そのロジックに則らず一足飛びになってしまっている部分も多少ある。以上踏まえ忌憚のない意見を頂きたい。例えば資料3に戻ると目で伝わりにくい障がいの

理解促進を図るという目標に対して、事務局では講演会の回数を設定しているが、そこはヘルプマークがいいのではないかという意見があればそういう意見も賜りたい。ただし、今回全てをここで決め、確定するものではない。

(鈴木委員)

ヘルプカードについて、どういう場所で使えるのか。地区の防災訓練に参加して配布しているが、県が当初作ったストラップ型のヘルプマークと違いヘルプカードはバッグの中や財布の中に携帯する想定で作られると思われるが、これをどういう場所で扱うのかがわからない。配布している身としては限界を感じている。ストラップ型の方が見てわかる点では有効ではないか。

(種田委員)

私もヘルプマークをカバンにつけているが、ヘルプマークのところにヘルプカードを入れられるといいなと思う。

(事務局：白井)

ヘルプカードとマークは役割が違う。ヘルプマークはご理解の通りで、ヘルプカードはどんな支援を必要とするかを書いてあるもの。ヘルプマークだと何らかの配慮が必要であろうことしか伝わらないのなので、その住み分けがある。コミュニケーションが困難な人がそれを提示するとどんな配慮が必要な人がわかるというねらいのもの。

(鈴木委員)

以前、県ではなく市がキーホルダー式を作っていたが、今は作っていないのか。キーホルダー式の方が理解を得られやすく、使いやすいという意見もある。

(事務局：白井)

申し訳ないが、予算の都合で作成していない。

(八十島委員)

前回会議では重点項目の6領域の中からいくつか KPI を抽出するという話だったが、資料3-3はピックアップされている19事業の中で取り組むということではないか。

(事務局：白井)

あくまでたたき台なので、これより増やす、減らすでもよい。ただ、増やしすぎると時間の都合上、先ほどの鈴木委員のお話のように事業のやり方や予算の話まで深堀できなくなるので注意されたい。

(野村委員)

基本目標1の、事業番号1、2の「なぜやるのか」の部分がいずれも「目では伝わりにくい…」と同じ文言が設定されているが、重複設定も可能なのか。

(事務局：白井)

これらのKPIは同じ基本目標、聞き取り結果、課題から派生しているため重複する場合もある。

(野村委員)

最初の障がい理解の普及推進心のバリアフリーの指標として事業の参加、実施件数等を挙げているが、例えば、選挙の投票所でアンケートを取って政治に関心があるかと聞いた場合、政治に関心があるから来ている層に聞くだけになってしまうので、当然その結果は高い数字が集計されてしまうため全体層への調査として有効ではない。より一般層を調査の分母に組み込むのは難しいか。

(事務局：白井)

障がいのない方を抽出したアンケート調査は事務としては可能だが、費用として難しいというのと、このような行動変容につながったという視点で評価していきたいねらいがある。

(野村委員)

2-3支援サービスの提供確保について、事業番号56支援団体の育成が挙げられている。支援人材の育成確保について、福祉に関心がある人に向け、事業所等の認知度増加に取り組むとあるが、最終目的は介護職員の数、ヘルパーの数なので、はじめからその指標を設定するのは難しいか。

(事務局：白井)

事業所の雇用に行政が直接介入できない部分もあるので、行政としてできる範囲に絞り、例えば補助事業や介護保険だと抜けた穴に人員を補充する仕組みがあるが障がいではそれがなかったりする。そこで認知度を挙げているのは、介護保険の分野と比較して障がいの認知度が非常に低い印象があるため。

(野村委員)

日常生活用具の充実を進めていただけるととてもありがたい。

(事務局：白井)

金額的には間違いなく伸びている。時代に沿って用具の需要が変わるので、昔の用具は要らないというご意見は常にいただいているため、ただ品目数として増やすというよりは、従来の対象品目の見直しも含め検討する。ただ、活動指標と業績指標の設定は表現が重複しているので再考する。

(小野田委員)

・No.66 発達障がい者センターは重度対応をしていないので、その記載の代わりに発達相談の普及啓発等を入れるとよい。

・施策の柱 4-2、No.107 の項目は先生の数だけでは達成できないと思うので、それ以外の指標を検討したほうがよい。例として、普通学級との交流回数等を採用すれば、インクルーシブ性の評価につながる。

・施策の柱 6-2 の安全・安心プランは作成件数を指標としているが、単純な件数だと更新分も含まれるので、工賃等の指標もあるといい。

(倉垣内委員)

・生徒同士の交流が大事なので、どの程度交流があったか、それを通じて障がい理解が進んだことを評価してほしい。日本は特別学級と普通学級の区分けでインクルーシブ教育が進んでいない印象があるが、外国だと重複障がいを除き普通学級に通っている。国に訴えるべきことですが、子どものうちに触れ合う機会があると長い目で見て理解促進につながる。

・盲導犬の理解促進は藤沢進んでいないと思う。大和、海老名、茅ヶ崎に出前授業でいくことがあるが、藤沢からは呼ばれていない。

・日常生活用具も予算がない中ここ 2 年で特に良い方向へ変わってきたと思う。

(都築委員)

・基本目標 4 事業番号 107 で事業所連絡会の回数を評価しているが、事業所全体 40 件近くあるうちの何件が出ているのかという割合の目線があればよい。

・基本目標 1 に精神障がいという文面があるが、発達障がいが一番差別されたというアンケート調査が出ているので、基本目標 3-2 も含めて、精神障がいに発達障がいを含む注釈又は直接発達障がいと記載を含めてほしい。

(事務局：白井)

発達障がいの記載については、資料 3-3 はおそらく計画の記載をそのまま引っ張ってきたところだが、発達の記載を足せるところは足していきたい。

(村松オブザーバー)

・3-2 の 84 番でメディカルショートステイがあるが、似た項目として 6-1 の 186 番にもメディカルショートステイという単語が入ってもよろしいかと思う。

・入院時コミュニケーションは、メディカル S S での利用も多いと聞いている。その認識を資料に組み込んでほしい。

(事務局：白井)

見直しを検討する。入院時コミュニケーション事業は障害福祉計画の評価に入っているため、障がい者計画に記載すると2計画で掲載が重複することから掲載していない。

(村松オブザーバー)

メディカルショートステイの中で、病気ではなく短期入所としてのショートステイも多いという認識を持っていただければと思います。

(高山代表)

改めて、今後の流れを事務局からご説明ください。

(事務局：臼井)

11月中までたたき台についてご意見を受け付ける。

## 2 その他

(種田委員)

・10/27 市民会館 2:30~4:40 の日程で、スポーツシンポジウムが開催される。主催は藤沢市スポーツ連盟主催で、ラグビーの廣瀬俊朗さんが講演予定。

・11/24 秋葉台文化体育館でパラスポーツフェスタが開催される。障がいの有無にかかわらず楽しめるスポーツです。

## 3 閉会

### 【次回開催日程】

2024年(令和6年)1月20日(月)

午前10時から正午まで

藤沢市役所本庁舎6階6-1会議室

令和6年度第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会 会議録

日 時：2024年（令和6年）10月21日（月）午前10時から12時まで

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室

委 員：高山代表、都築委員、種田委員、倉垣内委員、鈴木委員、八十島委員、  
小野田委員、松井委員、大郷委員、野村委員、林委員

オブザーバー：村松障がい者総合支援協議会委員

計12名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課（臼井、星野、田口、飯沼、伊原）

子ども家庭課（原田、斎藤、福岡）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

欠席者：1名

傍聴者：1名

## 1 開会

(事務局 臼井)

発言の際には画面で手を上げてお示しいただくか、Zoom上の挙手のアイコンをクリックしていただくか、倉垣内委員はご発声いただいでご指名をされた後に、ミュートを解除してお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いいたします。

また音声や映像が届きにくい状況がありましたら、すぐにご発声をお願いいたします。出席委員11人でございます。

本日の資料といたしましては、

資料1-1、令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会次第。資料1-2、医療的ケアに関する協議の場について、資料2、ふじさわ障がい者プラン2026障がい福祉計画・障がい児福祉計画令和5年度実績、資料3-1、ふじさわ障がい者プラン2026中間見直し、障がい者計画モニタリング指標について、資料3-2、ふじさわ障がい者プラン2026中間見直し、重点推進項目検討シート、資料3-3ふじさわ障がい者プラン2026中間見直し障がい者計画モニタリング指標案でございます。

加えまして、参考として、令和6年度第2回藤沢市障がい者プラン検討委員会実施概要、令和6年度第2回藤沢市障がい者プラン検討委員会会議録案を配布しております。前回会議録につきまして意見修正等がある委員の皆さんにおかれましては、11月8日までに事務局宛にご連絡くださいますようお願いいたします。

事前のご案内は以上でございますが、資料に過不足ございましたらお声掛けください。

それでは会議の進行につきまして高山代表をお願いいたします。

## 2 報告事項

令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告（資料1-1、1-2）

(高山代表)

おはようございます。

今日もお忙しい中のご参加ありがとうございます。ただいまより第3回障がい者プラン検討委員会を始めたいと思います。

それでは事務局にご準備いただきました議事認定に沿いまして進めてまいりたいと思いま

す。初めに報告事項です。

報告事項の1、令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告について事務局よりご説明いただきます。お願いいたします。

(事務局 飯沼)

障がい者支援課の飯沼と申します。

先日実施しました第2回障がい者総合支援訓練実施報告につきましてご説明いたします。こちら10月10日木曜日に第2回総合支協議会が実施されました。

また第1回から第2回開催までに4つの専門部会が立ち上がり、各専門部会の実施結果および協議していく内容の整備を行いました。また、日中支援型グループホームの評価についての確認を行いました。

初めに各専門部会の結果を説明いたします。相談支援部会につきましては、安全安心プラン認知の低さというのが課題となりました。この課題解決のための安全安心プランの作成の勉強会、また周知活動に向けて検討を現在行っております。

続きまして、連携支援部会につきましては、第2回目までに協議事項の整理の中で職種連携、特に教育を含む案件につきまして、協議していくという方向で進んでいます。

続きまして、就労支援会につきましては、企業と障がいのある方たちの接点を増やすため、令和6年度につきましては、職場開拓実習先を確保していく方向性で現在協議会が進められます。

続きまして生活支援部会につきましては、入居者の重度化、高齢化に伴う、入居者の実態把握を検討していきます。また、日中サービス支援型グループホームの評価を実施しております。

次に資料1-2をご覧ください。こちらにつきましては各専門部会から、医療的ケアにつきまして協議事項が取り上げられております。医療的ケアにつきましては、世代によって課題観が異なること、議論は成立しづらいこと、制度面と個別支援面の課題が混在することにより大規模な協議体を組織し、課題と論点、手法を整備していくことが必要と考えております。そのために、総合支援協議会、各専門部会では、医療的ケアを主たる協議体として取り扱うことを行わず、医療的ケアを専門に取り扱う協議体を設置し、協議体との連携を図るということで、現在検討しております。

続きまして、日中サービス支援型グループホームの評価についてです。こちら市内9ヶ所ある日中サービス支援型グループホームにつきまして、生活支援協議会の報告の中でも触

れましたが、事業評価を行っていきます。先日の協議会におかれましては、その評価に当たっての説明、各委員からの要望や質問があったりそういったものを受け付けるというようなことを行いました。

協議会の実施報告につきましては以上となります。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。

では今ご説明いただきました総合支援協議会の報告について皆様の方からのご質問等ございましたら、お聞きしてまいりたいと思います。

(事務局臼井)

野村委員から挙手いただいております

(高山代表)

はい、お願いいたします。

(野村委員)

野村です。よろしくお願いたします。

今ご説明のあった実施概要を読ませていただいたのですが、ちょっとわかりにくい箇所がありました。もし事前に説明のあったことで私の方が抜けていたら申し訳ないです。一つはこの参加委員の方々がどのようなお立場の方かというのが説明あったかどうかです。それがわからないとその発言の内容とか、なかなかわかりません。それから最後に事前配布資料というのがありますけれども、こういった資料がついてないので例えば資料5を用いてとか資料4を何とかとかいうようなところはあるのが、資料がくっついてないのでわからないというふうなところがありましたけどその辺は事前に説明があったのでしょうか。もし私が見逃していたら申し訳ございません。

(高山代表)

では事務局からご説明お願いできますでしょうか。

(事務局 飯沼)

事務局障がい者支援課飯沼です。

総合支援協議会の委員構成につきましては皆様にご配付していなかったでしょうか。すいませんこちら確認が取れてなかったためもし送っていたとしても、また改めて今のご発言

ありましたので協議会の件につきまして後ほどメールの方、送らせていただければと思います。

また協議会実施内容の事前資料につきましては今回、配布はしておりません。あくまで実施要領というところで題に触れた形で渡しているだけでありまして、もしそちら実施につきましても、確認したいということであればこちら送付できますので、よろしく願いいたします。

(野村委員)

ありがとうございました。

(高山代表)

はいありがとうございます。

事務局の方のご対応お願いしたいと思います。

他はいかがでしょうか。

(事務局臼井)

臼井です。補足してもいいでしょうか。

(高山代表)

はいお願いいたします。

(事務局臼井)

ありがとうございます、協議会、検討委員会の資料もホームページの方に掲載をしております。できるだけ早くホームページの方へ上げてご案内するようにはさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(高山代表)

補足のご説明ありがとうございました。

他ご質問等はいかがのでしょうか。委員の皆さんからはよろしいですか。

では今回の医療的ケアに関する協議の場の設置のことについてもお話があったということですが、オプザーバーの村松さんから、これに関しては何かあの補足でご説明いただくことはありますでしょうか。

(村松オブザーバー)

はい、ありがとうございます村松です。

この医療的ケアに関する協議の場についての経緯をお話してもよろしいでしょうか。

重度障がい者部会というのは去年まであり、その中にこの重症心身障がい児者の支援に関する提言書というのが出されたのですが、積み残しとして成人期あるいは高齢者期に対する全ステージ、障がいプランの中でまだまだ足りない部分があるなということで感想が出されております。やはり子どもだけではなくて大人の部分も含めて、医療的なケア今後詰めていく必要があるだろうということを提言書に書かせています。今回の問題もこの協議会が必要だということが出てきているのではないかなというふうに思っております。

経過の中では様々な課題、例えば子どもだけではなくて大人の問題、在宅での医療的な問題や、それから施設あるいは医療機関の問題と連携の問題、多職種の連携の問題など多岐にわたっていると思いますので、小さくまとまった形ではちょっとできないだろうということで、大きな協議会ということで想定されるのではないかなというふうに思っております。

そういう意味から言うととても大切な協議会になるのではないかなというふうに認識しております。以上です。

(高山代表)

はいありがとうございます。少し経緯も含めてご説明いただきました。

改めて総合支援協議会についてのご質問等はよろしいでしょうか。

ふじさわ障がい者プラン2026（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）令和5年度実績について（資料2）

それでは次の報告に進めてまいりたいと思います。報告事項の二つ目ですね、ふじさわ障がい者プラン2026令和5年度の実績について、こちら事務局からご説明お願いいたします。

(事務局 飯沼)

はい、障がい者支援課の飯沼です。説明させていただきます。

前計画である第6期ふじさわ障がい福祉計画の令和5年の実績について説明させていただきます。こちらにつきましては、事業のサービス全てを口頭でお伝えすることは難しいため、前年度実績は見込みの比較、そういったものをピックアップしてお伝えしていきます。では資料をご覧ください。

初めに、地域共生社会作りの目標値になります。こちらの表につきましては、令和3年度から令和5年度までの結果、前計画策定後に設定した令和5年度目標値および現計画の中間見直しの設定した、令和8年度目標値を記載しております。

1 ページ、施設の入所者の地域生活移行について、こちらにつきましては、グループホームへの移行、在宅への移行も目標値に達することができませんでした。こちらにつきましては地域生活支援拠点など、そういった整理を引き続き推進する必要があると考えます。

続いて3 ページをご覧ください。地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてです。プラン作成の相談件数、プラン作成件数について、こちらも目標値とすることはできませんでした。高齢者障がい者等の避難行動要支援者の個別支援計画につきまして、8年で作成することを呼びかけるしとしていることから、安全安心プランは令和8年度目標につきましても同様に、障がい福祉サービス支給決定者と同数の3, 799件の作成を目標としております。つきまして、補助金の設定による利用者の増加を図っております。

続いて4、福祉施設から一般就労の移行についてです。こちらにつきましては、令和5年度実績が県から上がってくるものですが、無記載となっております。

こちらにつきましては、県からの回答がありましたら改めてご報告したいと思います。

続いて、5 ページをご覧ください。福祉サービスの計画見込み量と実績となります。

こちらの表は令和3年度から5年度の実績を踏まえ、8年度までの目標値を示しております。こちらの目標値につきましては、全計画策定時、令和4年度実績から数値推移を予測したものです。訪問系サービス、こちらにつきましても重度訪問介護につきまして、実人数および利用時間数ともに増加をしております。

次に重度障がい者等包括支援につきましては、市内事業者がありませんのでこちらにつきましては実績がない状況となっております。

続いて6 ページになります。日中活動系のサービスを中心とした表となります。

自立訓練の機能訓練につきましては、こちら支援の事業所の中で宿泊型自立支援ホームがありました。昨年度につきましては、そちらの規模が2人という状況でございまして、実績は大きく伸びておりません。また、自立訓練の生活訓練につきましては利用人数、利用日数と共に伸びており、前年及び見込み量を上回ることができました。続きまして7 ページになります。こちらの(3)居住系サービス、自立生活援助につきましても、市内に事業所が数件ございますが、実績が挙がっていない状況です。このことにつきましては、その業務が相談支援や関係機関との調整が原因であることから、日本の計画相談と重複して

いることもありまして実績が上がりにくいものと考えられます。

続きまして8ページになります。こちらでは、先ほど申し上げました計画相談につきまして説明いたします。計画相談支援、相談支援専門員、利用人数につきましては、実績が例年より見込み量を上回ることができました。

続きまして9ページに移ります。こちらでは地域生活支援事業の実績となります。9ページから11ページとなりましてこのうちの10ページをご覧ください。10ページ、(6)手話通訳者養成研修事業についてです。こちらにつきましては前年度から比較して実績を伸ばしております。これにつきましては、この3年間におかれまして講演会のコロナによる制限の解除があり、こちらの事業につきまして各回多くの応募者がいらっしゃることから、手話通訳者の養成講座の回数を増やしたというところがありまして実績も上がっております。

最後に11ページ任意事業についてです。

こちら(3)日中一時支援事業につきましてはサービスが市内で認知され、デイサービス利用数が伸びており実績が大きく伸びております。またこちらにつきましては10月に報酬改定行いまして、さらに今後利用者、回数が増える見込みとなっております。

以上こちらが第6期ふじさわ障がい福祉計画につきまして説明させていただきました。

続いて子ども家庭課から第2期ふじさわ障がい児福祉計画について説明しをさせていただきます。お願いいたします。

(事務局 福岡)

子ども家庭課福岡です。

第2期ふじさわ障がい児福祉計画の令和5年度実績についてご説明させていただきます。同じ資料の資料2の12ページをご覧ください。

1、児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備について、児童発達支援センターについては引き続き市内2ヶ所設置しております。

児童発達支援事業所連絡会の中では、支援者向けの研修や事業所間の連絡共有などを行いました。今年度につきましては、センターが中心となり、連絡会を進める取り組みを始めまして、市内のセンターと児童発達支援事業所とより連携を深めることで重層的な支援体制を整備してまいります。

2、保育所等訪問支援のサービス提供体制の強化について、前計画作成時に数値目標を定

めていないため、目標値は空欄となっております。令和5年度の事業所数は9ヶ所となっております。今年度も増加の見込みとなっております。新たに参入する事業所とも連携をとりながら、サービスの提供体制の強化を進めてまいります。

続きまして13ページをご覧ください。

3、重症心身障がい児へのサービス提供体制の強化。国の看護職員加算の対象とはなっていませんが、看護師を配置している放課後等デイサービス2ヶ所に対して引き続き助成を行いました。

4、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置。医療保健福祉教育などの関係機関との協議の場を2回設置いたしました。

令和5年4月からは、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、委託した医療的ケア児と相談窓口のグータッチと連携いたしまして、相談支援体制の整備を行っております。配置した医療的ケア児等コーディネーター間の会議を持つことで、顔の見えるネットワークの構築に取り組んでおります。

続きまして14ページをご覧ください。障がい児通所支援および障がい児相談支援の見込み量と実績になります。この中で、令和3年度から令和5年度までの実績、令和6年から8年までの目標値を示しています。表の中の実績の上の段、人日となっているのは、年度末続きの全体利用日数となっております。下の段の括弧書きの人数につきましては、各年度末の実利用者数となります。始めに児童発達につきましましては、実利用者数および人日について計画を上回っております。次に、放課後等デイサービスにつきましましては、実利用者数および人日について計画を下回っておりますが、市内の事業所数も増加しているところで、一定のニーズを満たしていると考えております。次に医療型児童発達支援については、市内に事業所がない中、サービス業を見込んでおりましたが、利用者はございませんでした。今年度からは、このサービスについては、類型が統合されまして、1段目の児童発達支援と統合されておりますので、令和6年度以降の見込みについてもゼロとなります。次に、保育所等訪問支援については、計画を上回った利用となっております。市内の事業所の数が増えたことから、利用者も増加していることが要因と考えております。次に、居宅訪問型児童発達支援につきましましては、令和5年度から藤沢市内でサービスを提供できる事業所もでき、令和5年度の中で2人の利用がございましたが、記載の実績については、令和5年度3月の利用実績のため利用がなかったものです。次に障がい児相談支援については、少しずつ利用の実人数が増えているところですが、実績の人数が計画の人数を下回っております。障がい児サービスを利用する障がい児が増えていることや、相談人数も多いことから、障がい児に関する相談支援体制の強化が必要と考えております。

子ども家庭課からは以上となります。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。ここまで令和5年度の実績についてのご報告をいただきました。委員の皆さんからご質問等ございましたら聞いてまいりたいと思いますいかがでしょうか。

(事務局白井)

鈴木委員から挙手いただいております。

(高山代表)

はい、お願いいたします。

(鈴木委員)

自閉症児者父母の会の鈴木です

11ページご説明していただいたのですけれども、日中一時支援事業の見込み量が令和7年に倍以上に増えているのは、どの事業を見込んでいるのでしょうか。これ夕方支援なのかなとも思ったのですけれども、こちらを教えてください。

(事務局 飯沼)

障がい者支援課の飯沼です。こちら利用回数が増えたことにつきましては、10月に改定しました報酬改定の影響によるものでして、これまで夕方支援というタイプがあり、こちらは月10日との制限がありました。今回の改定で制限が撤廃されたことから、利用回数が増加しております。

(高山代表)

ありがとうございます。そうするとこの見込み量に見合っただけの事業所が増えているということでもあるのでしょうか。

(飯沼)

今回の改定に伴って利用者が増加することを見込んで計画しております。

現時点でありますけれども、今回10月の改定に伴いまして新規事業所が1件申し込みされたものと思われますので、今後さらに利用者、事業者の増加の見込みがありましてそれに対応する形で利用者であった利用件数が増えていくと想定されます。

(鈴木委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(事務局臼井)

種田委員から挙手いただいております。

(高山代表)

お願いいたします。

(種田委員)

藤沢市肢体障害者協会の種田と申します。

この8ページの相談支援のところちょっとお尋ねしたいと思います。

計画相談計画よりも実績は上がっていて良い感じだなと思って、実績を見させていただきました。相談支援専門員が令和4年度、令和5年度と6名、あるいは9人、実績が増えているのですが、これはどういった経緯で増えていて、あと6年度7年度8年度はそんなに増えないような状況見込みになっているのですが、これはどういう状況があるのかお尋ねしたいと思います。

(事務局臼井)

事務局臼井ですよろしいですか。

(高山代表)

はいお願いいたします。

(事務局臼井)

ありがとうございます。まず実情で申し上げますと、増えてはいるのですが、足りないという状況は依然として変わりなくて他の圏域、湘南東部圏域という茅ヶ崎、藤沢は県内の他の地域に比べて相談支援専門員が少ないという状況はあります。一方で、相談支援専門員になるための研修というのを県が割り振っているという実情もあって毎年10人ぐらいずつ受講いただいているのですが、割り振りが来ないこともあり、実際に業務に使わ

れる方というのも、要は事業所さんの数とかにも影響があります。今回数としては伸びてはきているのですが、少し低めに残念ながら見させていただいているという状況がございます。

数字ばかりの資料で申し訳ないですが、ちょっと見方だけ改めてお話させていただいてもいいですか。資料には頭から4ページまでのところは、この計画を立てたとき、前の計画を立てたときの国の方針がありまして、それに基づいて各市町村の障がいの計画で位置づけなさいと言われていたものです。国の意図があるもの、例えば1ページの1の(1)福祉施設入所者数は、これ地域に障がいがある方も地域で暮らしていただきたいという国の方針があって減らすように指示がされていますけれども実際にはなかなか進んでないということがあったりとかっていうものもあります。今回3、4、5の部分をご覧くださいますけれども、その前の年度も含めた中でどのくらい増えているかとか減っているかというような推移を見ながら計画立てをしたものであります。本来的に言うと計画目標であれば需要を踏まえて高く設定をすることということが必要なのですけれども、今お話のあったニーズはあっても足りてないという状況、他の状況も鑑みるとなかなか伸びないというようなところは少し減らしたりすることがあります。目標値なら上回ればいいのかという話になるのですが、計画値としては達成していたからいいというものでもないところもあり、逆に足りてなくても定めてはいたけれども結果、使われないことによる影響はあまりなかったというものもあるというふうに捉えてはいるところでございます。

長くなりました以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。種田委員よろしかったでしょうか。

(種田委員)

種田です。この計画相談の中に安全・安心プランを支援しているのは入っているのでしょうか。

(事務局白井)

ありがとうございます。安全・安心プランについては、一応今計画相談支援専門員の方が最終的にチェックしてねということをお願いをして進めていこうと思っておりますが加えて計画相談を極力そういった方にはついていただくように要はアセスメントして実情がわかかった方なので、これからもモニタリングをしていってくださいというお願いはしていこうと思っております。

ただ、今計画相談が伸びない実情としては1人当たりで抱えている相談員さんが抱えている利用者さんの数というのがかなり手一杯な状況もありますので、安全・安心プランの影響は多少あるとは思ってはいるのですけれども、例えば安全・安心プランが1000件増えたから計画相談が1000件増えるかというとなかなか難しいっていうところもございます。以上です。

(種田委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。他にご質問ありますでしょうか。

(事務局臼井)

野村委員から挙手いただいております。

(野村委員)

野村です。3ページなのですが、福祉施設から一般就労への移行等とちょっと気になりましたのが、この令和8年度目標値の考え方1.31、1.29、1.28といった細かい数字があって、1.31倍以上という考え方があるって108人という目標値が出たのか。

108人を令和3年度の82で割ったから1.31になったのか。多少突っ込みかもしれませんが、令和8年度の目標値を令和3年度で割ったら、こういう細かい数になったということなのかなと思いました。

(事務局臼井)

ありがとうございます。すいませんちょっとうる覚えなのですが、令和8年度目標値の考え方は国が示している、先ほどご説明した基本方針という中で、出されている数値ですので割りとしたってということではなく国の方でこれにするように、する方向で努めなさいっていうことで出された数字になります。軸を3年度にしていたかどうかは記憶がないのですが、どこかの時点の平均か何かを捉えて1.31して108にしたってというような経過であると認識をしております。以上です。

(野村委員)

はい、ありがとうございます。その場合ですが、10ページの8番の移動支援事業なのですが、ここにも、実利用者数と利用時間数と、いうのがあります。時間数を利用者数で割ると、1人当たりの利用時間ということになるわけですが、令和3年度が96で4

年度が97、令和5年度が73になります。つまり、1人当たりの利用時間が減っているということだと思われませんが、その次の目標が同じ割り算をすると、6年度が97、7年度は123、8年度が123と、割り算するとそうなりますが、自分が所属しています事業所でも体感的に短時間の利用が多くなっていると、ですからこの令和5年度が73で下がっているというのはわかるのですけども令和7年度8年度が123になるというこの数字がどのようにして出てきたのかということをお願いいたします。

(事務局 飯沼)

障がい者支援課飯沼です。まず初めに令和5年度の実績、利用者数が773、利用時間数は57027というところになります。先ほどご指摘の通り、1回当たりの利用時間が短いところから、利用者数は増えているけれども利用時間が伸びていないところ考えられます。

ただ、こちらにつきましてはあくまで予測とされることとなりますので、実際には利用者と利用事業者とのサービスの利用実態がどうなっているかというところは、まだ深く触れてないのですけれども、利用者と利用事業者との調整の中でもこのような数字が出てきたのかなと考えられます。そして令和6年から8年度の利用時間数の考え方なのですけれどもこちらにつきましても、令和6年の10月におきましてこちらの報酬が改定されまして、利用時間の増加行われる見込みがございます。そういったものを含めまして、要は現場での結果の予測とその交渉改定による利用時間の増を踏まえて、このような数値となっております。以上です。

(事務局 臼井)

すいません臼井から補足させてください。6年度以降については二つの方向性がありまして、一つは短い時間をたくさん使っていただきたい、例えば日中一時支援、さっきお話ありましたけれども生活介護事業所から日中一時支援に行く場合、お帰りの送迎のバスは日中一時支援のバスところで下車して終わりです。おうちに帰れないので、移動支援使っていただくという形になると新規の時間ですが移動は本当に移動だけの時間なので短い利用が増えてくる可能性があります。

もう一つ余暇支援として、長い時間を使っていただきたいというのがあります。例えばですが、車椅子の電動サッカーで世界大会に出ている子が藤沢にいらっしゃるのですけど、今まで移動支援の時間上限8時間という設定でしたので、例えば国内の遠征も苦勞するような状況があります。そういったところを解消したいということで今回10月の改定で時間制限も撤廃しておりますのでそういったところを考えてみますと利用者数はそんなに増えてなくても利用機会を増やすとか利用時間が長くなるというか、ということで時間数の

増を目指してこの見込みを立てているという状況でございますのでご理解ください。以上です。

(野村委員)

ありがとうございます。講習と時間数の変更から、このような見込みになっているということですね。ありがとうございました。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。ではオンラインの方で大郷委員挙手ありますので、ご質問をお願いいたします。

(大郷委員)

ありがとうございます。藤沢市放課後支援事業者連絡会の大郷です。6ページのショートステイについて2点ほどご質問させていただきます。

まず一点目の福祉型短期入所の数値なのですが、令和3年と令和4年度が計画に対しての実績で大体65%ぐらいの実績なのですが令和5年度になると90%を超える実績になっており何か集計が変わったりしたものなののでしょうか。急に令和3年から令和5年で実績が2倍近くに上がっているのです。これは結局どういうものかなって思いましてちょっとお聞かせいただければと思います。

(事務局 飯沼)

はい、障がい者支援課飯沼です。こちらにつきましては昨年、令和5年の4月から今年の3月までの実績結果を集計したものとなるのですけれども、すいませんこちらも確かに令和4年度の実績が776だったものに対し令和5年度が1,221となったところで、集計の仕方が変わっているところがあるかもしれません。こちら改めて確認させていただければと思います。

(事務局 臼井)

臼井です。5年で増えているのがあんしんネットというのを緊急の入所確保で行っている事業がありましたけれども今まで県の委託事業と補助事業の組み合わせでやっていたものを県の方の補助金、委託がカットになってしまったということがありまして福祉型短期入所に切り替えている関係で件数伸びています。以上です。

(大郷委員)

ありがとうございます。これ令和9年度はあんしんネットの利用数が組み込まれた数って

ことってことなのですね。

(事務局臼井)

はい、臼井ですその通りです。

(大郷委員)

わかりましたありがとうございます。あともう一点、医療型の方の短期入所なのですけどこの計画、毎年計画からの実績が半分程度になっているのですけどもこれが実際の受け入れの医療型の短期入所は結構、医療ケア児等々からの課題は聞くのですけれどもこの計画から少なくなっているのは、実際、病床数としてはあるにも関わらず利用が少ないっていう現状があるということなののでしょうか。もしおわかりになればちょっとお聞かせいただけると助かります。

(事務局臼井)

はい、臼井です。よろしいでしょうか。

(高山代表)

お願いいたします。

(事務局臼井)

ありがとうございます。医療型短期入所については計画というか希望も込みの計画に対して特に市内で申し上げると、今1ヶ所しかありませんのでニーズが足りてないっていう状況があります。あとどうしても使いづらい、要は体験入所を何度もしていただいている等状態が安定してないとお受けできない等というところもあって利用が伸びないというような実情がありまして新しい見直し後の部分については若干引き下げをしているというところがあります。

一方でレスパイトも含めて、障がい支援の介護者の方からのニーズというのは引き続きありますので例えば今後取り組んでいくところとしてはメディカルショートステイの事業とかで補完をしながら、そうはっても病院なので寝かせっぱなしにならないように、移動支援との組み合わせとかということでサービスをうまくパッケージ化して、利用できるようなところに進んでいけたらいいなというふうには思っております。以上です。

(大郷委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。ではオンラインの方で小野田委員お願いいたします。

(小野田委員)

小野田です。先ほどの大郷さんの質問の短期入所の件は多分、令和3年度令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、短期入所側が少し受け入れを減らしたりしていたのかなと思うので、その辺も含めて確認いただければいいかなと思います。以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。

(事務所臼井)

八十島委員から挙手いただいております。

(高山代表)

お願いいたします。

(八十島委員)

県央福祉課の八十島です。見込み量の設定の仕方であっていただきたいのですけれども11ページの社会参加促進事業の部分なのですけれども、ボランティアの養成というところに関しては、計画では140、150、160で見込みの令和6年度以降、160で設定されていますけれども、実際の実績としては4年5年が26人ずつというふうになっていてあと同じ社会参加のところ、太陽の家の延べ利用者の人数っていうところが計画としては、1,285人から、5年度1,305人で実績としては令和4年が390、令和5年の412っていうところで6年度以降の見込みが、ボランティアの場合は計画に寄せたような見込み量になっているのがこのところに関しては、計画では1,300、実績で410人見込みが400っていうところで、何か実績に合わせた数字になっていっているのかなっていうところで、何かこの辺の計画と見込み数の立て方っていうのがどうなっているのかと思ひまして質問させていただけたらと思います。

(事務局臼井)

臼井ですよろしいでしょうか。ありがとうございます。

本当にちょっと悩ましい難しいところではあったというふうに記憶はしておりますけれども、太陽の家の体育館の延べ利用者数については自主事業のカウントということで回数が

ある程度決まっている状況にあります。見直し前の計画で、その計画値と実績値が大きく異なっているのは、完全にコロナの影響でございまして現状で申し上げるとまだコロナの影響を引きずっててっていう部分は否めない状況にあるところから下方修正をさせていただいたという状況でございます。ボランティア奉仕員については希望で申し上げると、このくらいの数字行きたいなと思っはいるのですが、養成の研修講座の開催がなかなか進まないっていう実情がありますが、一方で今まで受講していた方がボランティアとして、活動していただけるとかというところの中での振り返りなど機会を増やす活動に取り組みたいというところも含めて意識はさせていただいているという状況でございます。また見直しの中で次の計画で、やっぱりできないじゃないかっていうことがあればご意見をいただいて適正な計画値に変えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

(高山代表)

八十島委員よろしかったでしょうか。大丈夫ですか。

(八十島委員)

はい、ありがとうございました。

(高山代表)

はいありがとうございますはい。他いかがでしょうか。

(事務局白井)

種田委員から挙手いただいています。

(種田委員)

藤沢市肢体障害者協会の種田です。今、八十島さんがおっしゃっていた太陽の家の体育館の見込み量が増えていないところなのですが、私は太陽の家に体育館の自主事業を利用させていただいておりますが、その自主事業の内容が、非常に今シャッフルボードに特化されているようなところがあって、もうちょっといろんな種目を入れると人が増えるのではないかなという風に感じております。

ですからもうちょっと種目を再考して計画していただけたら利用者としては嬉しいと思います。意見ですので、ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。ご質問等いかがでしょうか。

(事務局白井)

会場大丈夫です。

(高山代表)

はいわかりました。報告の実績についてのご説明等の質疑は以上ということにさせていただきます。

それではここで、休憩10分でよろしいですか。11時5分再開でよろしいでしょうか。

(事務局白井)

はい、お願いいたします

(高山代表)

それではここで10分休憩を入れます11時5分再開いたしますよろしくお願いいたします。

### 3 協議事項

ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）障がい者計画モニタリング 指標について（資料3-1～3-3）

(高山代表)

それでは11時5分になりましたので、再開したいと思いますよろしくお願いいたします。

次が3の協議事項になります。協議事項ですが前回協議しましたモニタリング指標について具体的な評価項目の案を事務局からご提示いただくことになります。それでは説明、事務局の方からお願いいたします。

(事務局 飯沼)

はい、障がい者支援課飯沼です。本項目ではふじさわ障がい者プラン2026の中間見直し、障がい者計画モニタリング指標につきまして説明させていただきます。

初めに資料につきましては資料3-1が今後のモニタリング指標を示したもので、3-2はふじさわ障がい者プラン2026策定時に使用した重点推進項目検討シートと申しまして基本目標ごとの課題や方向性、重点推進項目を記載したものと、資料3-3は今回事務局が作

成しましたモニタリング指標の案となります。本日ご協議をお願いした事項につきましては、こちらモニタリング指標の具体的な内容でございます。

それでは初めに資料3-1をご覧ください。

こちらでは、前回会議でお示ししました今後のモニタリング指標につきまして、改めて御説明となります。基本理念に基づきまして基本目標を設定しているふじさわ障がい者計画につきましてこれまでにつきましても、実施時点のうち具体化評価からできていないというものも評価しまして、いわゆる取り組みとなるようにといった検証の手法をとっておりましたが今後です評価を行う上で、各目標が適切に実行されているのか成果が得られているのか、その施策の進行管理と達成状況を把握する方法としまして、K P I（重要業績評価指標）というものを設定していきます。こちらのK P Iというのは先ほど申し上げました通り重要業績評価指標と訳されまして、今回はです1から6までの基本目標を達成するためのもの債や道しるべとなるような事業を指します。このK P Iの選定につきましてはふじさわ障がい者プラン2026中間見直し時の聞き取り調査、アンケート調査により把握した取り組むべき課題も踏まえまして、施策の方向性の関係や関連性が大きく、かつ定量化、数値による把握が可能な目標設定ができる施策の評価指数を設定していきます。

続きまして資料3-2をご覧ください。事務局にて、このK P Iを選定するにあたりまして、実際の障がい者プラン2026中間見直しの重点推進項目検討シートを活用しました。先ほど説明しました通りこの資料につきましては、現計画中間見直し策定に活用したものととなります。1から6の基本目標ごとに全計画の進捗評価、また聞き取り調査アンケート調査から抽出された課題、国の動向、これを受けまして、中間見直しに向けて計画の方向性、重点推進項目を記した資料となります。さらに、この重点推進項目の中には基本目標を支える施策の柱ごとに課題解決に向けた施策の方向性が示されております。このK P I選定にあたりまして、この検討シートを活用しましてこの部分を実施推進したらこういった成果が現れて施策の方向性が改善されるという想定のもと、このK P Iを策定していきました。

それでは、資料3-3をご覧ください。こちらは事務局が作成したモニタリング指標となります。基本目標また、施策の柱ごとに重点推進項目を初めに掲げておりましてその下に対応する事業の今後、なぜその事業を行うかその意図それを行うことで得られる効果、具体的に実施する取り組み、活動指標、また、取り組みの効果を確認する事業の達成度を業績指標として示しております。

例としまして、こちら資料3-3の1ページ、施策の柱1-1をご説明したいと思います。

施策1-1の中間見直しにおける重点推進項目は、見た目がわかりづらい障がいに対する理解が不足しているという課題に基づき共生のための環境作りが位置づけられております。このことを推進するために障がいの理解、心のバリアフリーの促進に関しまして、精神障がいや内部障がいといった言葉では伝えにくい障がいがある人の障がいへの理解促進の強化を取り組むこととしております。これに対するKPIとしまして、事業番号1、障がい理解の普及、啓発の推進を選定いたしました。目では伝わりにくい障がいの理解の促進を図ることを目的に、前回調査において課題となった差別を受けた経験のある障がい者の悩みの減少を施策によって得られる効果とします。その効果を得られる具体的な取り組み指標としまして、障がいの理解を促進する講演会等の開催、その他啓発活動、その実施件数そしてその取り組みの効果を確認する事業の達成度としまして支援等の障がい理解の向上、事業等への参加者数としております。このような形で、前回調査で抽出された課題、課題解決に向けた重点推進項目に対して、この事業を実施推進したらこういった経過が得られるため政策の方向性も改善されるというシナリオに沿って、経過について思っております。この件につきましては皆様からご意見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

(事務局白井)

白井です。ありがとうございます。

資料3-3正直申し上げて出来まだ良なくて案というよりたたき台だと思っています。委員の皆さんに特にご意見を頂戴したいのは、まず資料3-2でいうと下線を引いた、要は今回見直しをした部分を中心に選んでいます。見直しをしたということは何か課題があって、それを解決するために取り組みが必要ということで選んだものだと思いますので見直しによって変更されたところで取り組む事業をピックアップしておりますがピックアップするにあたっては一番効果があるというのが、最もいい選定にはなるのですけれども一方で数値化できないものもありますので、そこはちょっと取捨選択をして選んでいる状況でございます。まずこの取り組みを選ぶことがいいのかどうかというところが一つ、あと具体的な活動指標とか業績指標というのはわかりづらいと思うのですけれどもどんな取り組みをして何が良くなってその結果として何があらわれてくるかということを書こうとはしています。一方で、一足飛びになっているのがあったりもして、事務局の方もちょっと悩んでいる部分もありますので今回ご意見をいただきながら次回までにそれをまた修正をして事前にご説明差し上げた上でご覧いただければよかったですけれども今後、お気づきになる点もあると思いますので今回だけじゃなくて期間も先、少し延長してご意見を賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

(高山代表)

はい。ありがとうございました。ただいまのご説明、補足のご説明もいただいたところですけれども、前回の協議のところではこの方向性は皆さんで確認をさせていただいたところですのでこの方式を採用していくということの前提で今回ご提示いただいた評価項目、まだラフな部分があるというご説明もありましたがこれについて皆さんから御質問御意見をお聞きしてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局臼井)

事務局臼井です。委員の皆さんこれよく分からないのだけどっていうのでも全然構いませんのでここでちょっと磨き上げていかないと、3年間、この後の評価で苦しむことになりますので何なりと忌憚のないというか、もう素直にお聞きいただければと思います。答えられるかどうかわかりませんがお願いします。

(高山代表)

そういうことでございますよろしくお願いします。

(事務局臼井)

鈴木議員から挙手いただいております。

(高山代表)

はいお願いいたします。

(鈴木委員)

今問われているのはこのやり方に対しての意見ですか。それとも、具体的なところっていうのは今質問するところではないですか。例えばこの目では伝わりにくい障がいへの理解の促進を図るという項目の中に、例えばヘルプマークのところに意見する段階ではまだありません。

(事務局臼井)

ありがとうございます、なんでも申し上げていただいてもいいと思います。今の鈴木委員の質問のご趣旨としては、資料3に戻ると行政のための環境作りの中で精神障がいや内部障がいといった見た目にはわかりにくい障がいのある人や障がいへの理解促進を強化しますというのを今回見直しで直しておりここに力を入れましょうということの中で事務局の方で講演会を選んでいきます。一つは、まず目では伝わりにくい障がいへの理解促進を図る方法として、例えば今鈴木委員がおっしゃっていたヘルプマークの配布を選んだ方がいいの

ではないかというようなご意見があれば、それも承りたいです。もう一步進むと、例えばヘルプマークを配った件数によって何が変わるかっていうところがその先にあるはずなのですけどそれはこういうことだと思ふよっていうふうにおっしゃっていただくとありがたいです。最終的には資料3-3で申し上げれば、前回調査って書いてある数字がいい方向に変わる、上がるか下がるかはその方向性によって、なんですけどこの数値は来年度また調査をしますので、それが変わっていくはずなのです。変わっていかなかったとすると、取り組みを足らなかったのか選んだものが悪かったのか、値の設定の仕方が違っていただけなのかその辺が今度のこの後の新しい計画作るときのポイントになってまいりますので、今回、ここで全部決めちゃうって気はないので、ちょっと思いついたこととかあれば、今鈴木委員がおっしゃっていただいたようなことをまた言っていただければありがたいなと思っておりますよろしくお願ひします。以上です。

(高山代表)

はいありがとうございます。

続けて鈴木委員のご意見ございましたらそのままいかがでしょうか。

(鈴木委員)

すいませんヘルプカードのことなのですけれど、ヘルプカードを持っていらっしゃる方がそれをどういう場所でお使いになるのかっていうのが私今一つわかってなくて地区の防災訓練に参加してそのカードの配布等を行っているのですが、県の最初に作ったストラップ型のヘルプマーク、それと違ってヘルプカードっていうのは、皆さんのバックの中とかはお財布の中に入れて持っていらっしゃると思うのですが、それをどういう場所でお使いになるのかっていうのがわかってなくて、配布している身としてはちょっと限界を感じております。もちろんそれが必要という方もいらっしゃると思うので、引き続きやっていただきたいと思うのですが、やはりその目では伝わりにくい方の障がいの理解っていうことを考えると、ストラップ型の方が私は有効ではないのかなっていうふうなのを最近思っているのですが、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。種田さんにお伺ひいただけますか。

(種田委員)

藤沢市肢体障害者協会の種田です。私もヘルプマークをカバンにつけておりますがそのヘルプマークのところヘルプカードを入れられるような状況があると一番いいのではないかなと思つていつもぶら下げております。以上です。

(事務局臼井)

事務局臼井です。

ヘルプマークとヘルプカードはちょっと役割が違いましてヘルプマークは何らかの支援が必要な方であるということ、わかるようにするものです。それで足りないのでヘルプカードを作っているのですけど、ヘルプカードは何を支援したらいいかが書いてあるものです。例えば内部障がいとかの方、外見ではわかりづらい方が何の支援を求められているのかヘルプマークだけだと、多分一般の方はわからない、声をかけていただくことがヘルプマークの方の目標だと思っていまして、役割でもありますが、具体的に意思の表出が難しい方、コミュニケーションが難しい方にとってはそのヘルプカードをお渡しいただくことによってどんな支援を求められているのかがわかるっていうもので使っていたきたいと思っております。本当は種田委員がおっしゃるように、全部一体に入っているととても便利なのですがヘルプマークを作っているのが神奈川県、ヘルプカードが藤沢市っていういつもの縦割り状態でなかなか一体化できないという実情がございます。以上です。

(鈴木委員)

その辺の事情は知っているのですけれども、障がい者支援課の窓口の方で県が作ったほどのものではないのですけどストラップ付があった時期があったのですけど、今それは作っているのですか。

(事務局臼井)

臼井です。今予算の都合上、作成してございません。申し訳ございません。

(鈴木委員)

そうなのですね。配布するとこれはなにとよく聞かれるのですけれどもその都度説明はしているのですが、実際目で見ないっていうことがやっぱり多いかなっていうのを感じているので、あとはストラップ式の方が使いやすいっていう声を結構聞くので、その辺含めて検討していただけるともう少し理解得られるのかなっていうふうに思っております。以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。続いてどなたか挙手ありますでしょうか。

(事務局臼井)

八十島委員から挙手あります。

(高山代表)

お願いいたします。

(八十島委員)

八十島です。前回の会議の中で重点項目を上げていくってところで三つの領域の中から3、4個ぐらい選んで、それについてこのKPIでやっていくっていう、確かそういう打ち合わせだったかと思うのですけれども今日提示されている資料3-3というところは事業番号一番とか2番とかって書いてある、この19の事業に対して重点的にやっていこうということですのでよろしいですね。

(事務局臼井)

はい事務局臼井です。たたき台なので、足すのはもちろん、引くでもありだとは思っております。これよりももっと大事なことがあるというようなご意見賜れば次回までにまた案を作りたいと思っております。ただ一つお願いがありましてたくさん増やし過ぎると、今度深掘りができなくなっちゃうので今鈴木委員にいただいたような要は事業のやり方がそれでいいのかとか、こっちに予算を使った方がいいのではないのみたいなお話まで行けなくなっちゃう可能性もあるので数的にはこれプラスアルファぐらいで進めていければ運営上はよろしいのかというふうには思っております。以上です。

(八十島委員)

はい、ありがとうございます。あとこの1枚目のところの基本目標1のところですけども、事業番号1と事業番号2の、なぜやるのかっていうところが両方とも目では伝わりにくい障がいへの理解の促進を図るっていうふうにあって同じこの課題感をいくつかの事業に振っていてもいいっていうそういう事例よろしいですかね。

(事務局臼井)

事務局臼井です。はい、ありがとうございます。

今の八十島委員のご意見というかご質問のところでは申し上げると、基本目標ごとに課題、さっきの見直しの流れ資料3-2に記載をしておるのですけれども、根っこの課題というのがアンケート調査当事者の方の意見とか支援者の方の団体それから事業者さんからのご意見というものを踏まえてそこから枝わかれしていている関係で、実は1-1と1-2っていうのが同じ課題から発生しております。そのため同じ形でもいいと思っておりますし、逆に3-2で言うと真ん中から左、聞き取り調査アンケート調査からの課題整理というところの下線で、実は選んでいるものじゃない方の違う課題の方が大事だというご意見がある

と、事業番号として選んでいるものが違って、全く違うものが抽出されてくるというふうに考えています。たまたまです。1と2には、内部障がいの人をわかることによって、障がい理解を深めようということと心のバリアフリーの部分でいうとそこから他の障がいへの理解も広がってというようなところを意図して今回提案をさせていただいているものでございます。以上です。

(八十島委員)

はい、ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。他はご質問ご意見等いかがでしょうか。

(事務局臼井)

野村委員から挙手いただいております。

(野村委員)

野村です。その最初のところの障がい理解の普及、啓発の推進、心のバリアフリー推進事業のこの部分なのですが、中々数値化しにくいところを取り上げられているのだと思うのですが、その数値、指標として、事業への参加者数、実施件数、実施回数、参加人数などといったものが挙げられていますが例えば、参加人数、50人が100人に増えましたといったような指標になるのかなと思われるんですが、講演会参加者は一定の知識関心を持つものと想定されるため云々とありますが、こういった講演会事業等への人数が増える、件数が増えるということで、一つの指標になるとは思われます。例えて言えば、選挙の投票所でアンケートを取って、あなたは政治に関心がありますかと、いや、普通に関心があるから投票に来ているわけで、その投票所で取った政治に関心がありますかというアンケートを、全体には反映できないだろうといったような、つまり事業とか講演とかといった形でなく、分母を一般に広く市民全体というか、ちょっと表現がうまくないけど例えば、街頭でアンケート取るとか、なんかそんな分母をこういった講演会ですとか事業とかでなく、一般に分母を広げるという形での調査というかアンケートといいますか指標とするということは難しいでしょうか。

(事務局臼井)

事務局臼井です。ありがとうございます。

野村委員今ご意見いただいたこと本当に大事な部分であるとは思っております。実際に障がい理解をするのは当事者じゃなくて、健常者の側だとすれば健常者に問わなければいけ

ないことではありますし、講演会に来た人に障がい理解のことを聞いても元々理解のレベルが高い人たちが来ているので、あんまり意味がないので今回そういう意味ではここにたたき台としてもアンケートを出すのをやめたというところがあります。一つ取りづらいという部分で申し上げると先ほどの当事者アンケート調査とか、ヒアリング調査という部分で経費を使っている部分がありまして、一般に、例えば無作為抽出をして、もっと申し上げると障がいのない方だけという抽出をしてアンケート調査をできないかっていうとできなくはないのですが、費用のところでは難しいというふうには思っておると、ある意味本当に少ないところの講演会に参加者の部分だけで評価は難しいのでそういう意味ではそういった方の行動変容が、こんなふうにありましたこんな活動に参加されていますとかということを知りながら、ちょっと草の根的ではありますがそれでも広げていきたい、障がい理解を広げていきたいという意図で選んでいる部分がございます。最終的にはその前回の調査結果との変化を見ていく形になりますので、当事者の方が差別的な取り扱いを受けたりすることが減っていくというところを目指しているというのは計画上の位置づけにはなっております。以上です。

(野村委員)

難しいと思いますが、よろしくお願いたします。別なことでよろしいですか。

支援サービス提供体制の確保というところについてなんですが、支援施策の方向性、サービス提供施設事業所の充実、既存人材の育成確保という部分のところの事業番号56、支援者団体の育成と書いてあるところです。

その上のところでいろいろ書いてありまして、藤沢市は支援団体の育成確保に関して、福祉の仕事に関心のある人たちに向け、藤沢市の障がい事業所等の認知度増加に取り組まますといったことが書かれています。つまり認知度増加を指標とするということがあるようなのですが、もっと具体的に、例えば介護職員の数とか、ヘルパーの数とか、要するに最終的にそこに結び付けたわけですね、人材の育成確保というのは、その認知度とかいうことなく人数、介護職員とかヘルパーとか、そういう実際に携わっている人の人数を指標とするのは、難しいのでしょうか。

(事務局白井)

はい、ありがとうございます

それができると一番いいというふうには思っておりますが、一方で事業所を増やして事業所さんの雇用を増やすという形になるのでどうしても行政だけでは届かない部分がたくさんあります。今回位置づけとしては行政の計画としてやれることとしては補助事業を作る

とかというのはあると思うのですが、研修に行くと支援員さんは後でその人抜けた穴に入る分には補助しますという制度が実際あるのですが、障がい福祉分野にはそれが無いとかということもありますのでそういったところで例えば行政の方で後押しをして人材確保していくということはできると思うのですが、直接雇用はしていない実情ですので、実際の人数を行政の計画上増やしますということがなかなか難しいという状況でございます。

今回認知度というところで挙げさせていただいているのが、やはり介護福祉に比べて、障がい福祉の理解、認知度がとっても低いなというふうに思っております。お給料の差もあるのかもしれないですけどもその分野に対する認知が少ないなという印象を持っておりましてそうしたところからまず、市内の事業者さんがどんな活動なさっているかとか例えばヘルパー事業所連絡会の方だと自主的に江ノ島まで歩こうとか、当事者の方含めて健常者の方々含めての取り組みされていたりするのでそういった取り組みをまずご支援をすることによって、本当に間接的ではありますがけれども、人材確保に向けての認知度を上げていきたいというのが、この事業の選定の意図でございます。以上です。

(野村委員)

わかりましたありがとうございます。

(高山代表)

はいありがとうございます。

(野村委員)

もう一つよろしいですか。

(高山代表)

何人か挙手の方オンラインの方もおりますので簡潔にお願いいたします。

(野村委員)

最後のところで日常生活用具の充実というところで、日常生活用具の新規変更の見直しを行う情報受発信の支援策、選択肢の増加というところなんすけども多分これは他の事業もそうなのでしょうが、これを進めていただくとかなり予算がかかると思われます。進めていただくと、すごくありがたいことだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(事務局白井)

ありがとうございます。日具は基本目標5の最後の事業番号158番で伺っていると思い

ますが、金額的には伸びてはいるのは確かでありまして、障がい当事者の方の日常生活を支援するための用具ですのでそこをお金がないからというのはなかなか言いづらいところなので優先すべき項目である事は間違いないというふうには認識をしております。そうした中で、後で倉垣内さんからご意見いただければと思うのですが、時代時代に沿って用具が変わってきていて、昔の用具もういらなくなるけど新しいのをに入れてほしいなみたいなご意見は当事者の方から常にいただいている状況でございます。ですので、一方的に増やしていくというよりは、前の項目を新しいものに変えて、より使いやすいものをご利用いただくということを趣旨にこの事業を選んでおります。ただ活動指標と業績指標の設定は、もう1回考えさせてください。同じように置いているので形としてはよろしくないと思っていますので、修正案を出したいとは思っております。以上です。

(高山代表)

小野田委員、倉垣内委員そして会場の鈴木医院の順で、ご意見をお願いいたします。

(小野田委員)

はい小野田です。No. 66の発達障がい者相談支援事業のことについてなんですけども重度障がい者への幅広い障がい福祉サービスの提供があって、発達障がい者相談支援事業の普及啓発、利用促進というところが具体的な取り組みの部分で入っているのですが発達障がい支援センターさんに対応するのがあまり重度の方が想定されていないような印象もあるので地域相談とか専門相談に関する普及啓発利用促進という文言を入れた方がいいのではないというふうに思ったのが1点です。

もう一点、No. 107の1個上に事業番号が書いてないものがあるのですが、インクルーシブ教育の推進のところの業績指標の差です。特別支援学級の教員数だけでこれが達成できるかどうか正直わからないので例えば、普通級との交流の回数とか、先生の数だけではない何か新しい指標がないと難しいのではないかなというふうに思いました。

最後が180番の安全安心プランの部分です。時折安全安心プラン作成することがあるのですが、更新する方もいらっしゃるのでは作成だけではなく作成、工賃の点数みたいな感じでした方が件数はわかりやすいかなと思ってるの確認です。以上です。

(高山代表)

はいありがとうございます。ご意見ということですが、追加か何か補足などこの段階でございませうか。

(事務局白井)

特別支援学級の教員数、学級数増えれば自動的に増えちゃうのであんまり適切ではないなとは思っているところなのですが悩んでおりますのでまだ、こういうのがいいよと言っていただければ助かります。ありがとうございます。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。では倉垣内委員よろしいですか。

(倉垣内委員)

今ちょうど小野田委員がおっしゃっていたその特別支援学級のことに関連してなんですけれども、おっしゃっていたように生徒同士の交流がやっぱり大事だなんて思うのでその辺の指標っていうかどれくらい交流があったとか、やっぱりそういう障がいのある方と、実際触れ合い理解するということがやっぱりスタートじゃないかなと思います。その辺をちょっとやっぱり強化してほしいなということがまず一つ。

さっき野村委員から出ていましたが障がいの理解促進ってところですけども、子どものことに関連してなんですけど、例えば視覚障がい、聴覚障がい、肢体、の子どもさんが普通学級に多分入ってないと思うんですけどもこれはやっぱりインクルーシブ教育って言葉だけを与えているけれども日本はなかなかそれがまだ進歩していないのではないかなっていう印象があるんですけど一緒に混ざって学習することにももちろんサポートが必要になってくるのでその辺大変なのはよくわかるんですけども、外国はもうほとんど重複障がい以外は、皆さん普通学級で勉強しています。

そういうところもこれは国に訴えるべきなのでしょうけれども、少し変わってくると、子どものうちからこういうことを理解していくと、将来長いのもっともっとうちからこういう理解が深まる糸口になると思います。

そこで一つお願いですけども、今視覚障がいの出前授業やったださっていますが、だんだんパターン化してきて同じ人やっているの、新しい風を入れてほしいと会長さんが申し上げたんですけども、盲導犬の方の理解推進は多分実際進んでないと思います。私実際盲導犬を使っていますが、海老名とか大和、あと茅ヶ崎、そういうところにも年々行っているんですけども藤沢で全然声がかかってないので、ぜひぜひ出前授業いつでも喜んでやりますので、そういうところで理解が広がって、子どもさんが親にそれをまた教えてあげるっていうような、そういう図式ができるのもっと別の角度からの理解促進が進むのではないかなと思うので、ご提案させていただきます。以上です。

すいません。先ほど日常生活用具のことで、予算がない中いろいろご尽力いただいております。ありがとうございます。ここ2年ですごく変わってきました。それはすごく感謝しています。以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。参考意見ということですが事務局から何かございますか。

(事務局白井)

教育の部分は本当に障がい者基本条約の障がい者、要は条約部分からの読み込みというか、それを具現化するっていう日本の国も超えてやらなきゃいけないような取り組みだとは思っていますが、ただ一方で何もしないっていうわけにもいかないとは思っているので今倉垣内委員ご指摘があったように、実は聴覚障がいの団体さんからもなかなか福祉教育の場が少ないということをご意見をいただいているところではあります。一気に統合教育を目指すっていうのはなかなか難しいとは思いますが、そういった福祉教育の機会については課題として捉えてはおりましてただ取り組みがまだ全く進められていないところなのでこの3年間で何かしら出向くようなものを取り入れながら、次の計画にはきちんと載せられるように頑張っていきたいなと思っております。以上です。

(倉垣内委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。では鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

鈴木ですお願いします。最初の白井課長のお話だと、まだたたき台なのでここに載っている事業番号で決定したわけではないというお話だったかと思うんですけど、この180いくつかある事業の中からこれがいいのではないかという目で、読むところまでできなかったんで少しお時間をいただけたら、今日決定でなくてもいいんでしょうかということを知りたかったです。

それと基本目標4の子どものところの事業番号107の業績指数のところでは事業所連絡会回数とあるんですけど、あくまで数字で評価するという事なので、ここで回数ってあるのだと思うんですけどこれ事業所の参加した事業所の数を入れたらどうかというふうにご覧になって思いました。40近くあるのかなと思うんですけど、41分のいくつかが出たよっ

ていうような形があると、今本当に子どもたち何個も使っているような状況にあるので、連携がとれたり理解が深まったりしていいのではないのかというのを思いました。

基本目標1の一番上の本文のところ、重点項目にこういう理由でしていますという本文の文章がありますが、見た目では伝わりにくい障がいのある人の理解強化っていうところで、精神障がいや内部障がいといった見た目的に伝わりにくい障がいとあるんですけど、発達障がいは精神障がいに含まれているということでしょうか。アンケート結果だと発達障がいが一番差別されましたというのが出ているので、ここを入れてほしいです。この資料3-3だけじゃなくて3-2でも、あと冊子の方でも、精神障がいに含まれたのであれば後ろに（発達障がいを含む）と入れていただきたいし、そうでなくても、横並びで発達障がいも入れていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

（高山代表）

はいありがとうございます。

事務局から何かありますか、お願いします。

（事務局臼井）

臼井です。ありがとうございます。

一応10、11月いっぱいまでにご意見いただければなとは思っていますのでこれじゃないかというのがあれば、併せてお願いをしたいと思っております。発達障がいの記載ですが、確認はしてないのですけれども、資料3-3の一番上のところで黒い括弧【】で囲っているところは計画からそのまま引っ張ってきたと思っはいますので、そうでないところはちょっと足せるところは出したいなと思っはいます。実際には1-1の事業番号1のところも、2のところもですが今委員からご指摘あった通り、発達障がいの割合というのを要は差別を受けた経験がある障がい者の割合の中の発達障がい者の方がどのくらい下がったかとかというところは最終的に評価分析の項目にはなってまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

（高山代表）

はい、ありがとうございます。今後の進め方のところについては最後にもまたもう一度皆さんにご案内があるかというふうに思っはいますのでそこで確認をしていただひて、進め方について次までにご意見いただけるところがあるかなというふうに思っはいるところではす。

それではすね医療的なケアの難病の支援等に関する項目もござひますので、オブザーバ

一の村松さんにご意見ございましたらお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

(オブザーバー村松)

はい、村松ですよろしく申し上げます。

3 ページ目の3-2の84番があるのですがそこでもメディカルショートステイのことが出ているのですが、このことについて今度は別の項目で6-1の168番にやはり関連した項目が出てきています。重度、難病、医療的ケアに対応する在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用相談というのがあるのですが、まさにここでの医療的ケアが必要な人たちの短期入所とレスパイト、ほとんど入院のケースが多いのかなというふうに思うので、ここでもメディカルショートステイという言葉が入ってくるのかなということが一つあります。

それと前回私の方で質問した重度障がい者のコミュニケーション支援というのは、今入院がなければいいので、少なくともよろしいというようなご回答があったかと思うのですが、重度障がい者のコミュニケーション支援というのは、メディカルショートステイの中で非常に使われるということが実際に聞いているので、実は短期入所メディカルショートステイの中で、この重度障がい者コミュニケーション支援の活用について認識を入れていただきたいなということを感じております。

以上ですよろしくお願いいたします。

(高山代表)

はいありがとうございます。事務局から何かございますか。

(事務局臼井)

はい臼井です。

メディカルショートステイを行う、活用することによって重度障がい者のコミュニケーションは、通院歴のない方がレスパイトで入られたときにコミュニケーションが取れないとかということも含めてのご指摘かと思うのですが、実際のところとしては事業が重度障がい者コミュニケーション事業の評価がさっき見ていただいた障がい福祉計画の方の評価に入ってしまうので障がい者計画の方で扱うべきかどうかについては検討させていただきたいと思います。以上です。

(高山代表)

村松さんいかがですか。

(オブザーバー村松)

わかりました。計画の中での問題は承知しましたがもそういった観点の中での扱いだっという認識についてはですね、やはりメディカルショートステイの中でどうしても病気だから入院するのだからということよりも、むしろショートステイの中で使うというケースの方が結構多いという現実についてもちょっと認識をお願いしたいということで要望しておきます、以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。ご質問ご意見よろしいでしょうか。

そうしますと次回には評価項目で指標決めていくことになると思いますけれどもその間のやり取りというか皆さんから改めて全体見ていただいてご意見賜る必要があるかと思いますが、そのあたりの予定のことを事務局からご説明いただいてもよろしいですか。

(事務局 飯沼)

はい、本日委員の皆様から頂いた意見を反映したモニタリング指標案を後日お送りいたします。お送りしたモニタリング指標案に対し改めてご意見修正案をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

#### 4 その他

(高山代表)

はい、ありがとうございます。続いてその他に移りますが、委員の皆様、もしくは事務局から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか

それでは今日の議題は以上になりますので事務局の方にお戻ししたいと思います。

(事務局：臼井)

本日も長時間にわたりご協議をいただきましてありがとうございます。次回開催のご案内になります次回は1月20日月曜日、時間は本日と同じ10時からを予定しております会場は6-1会議室になります。それではこれもちまして第3回障がい者プラン検討委員会閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 5 閉会